

中国における最新知財概況

2022年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所
知的財産部長
山本 英一

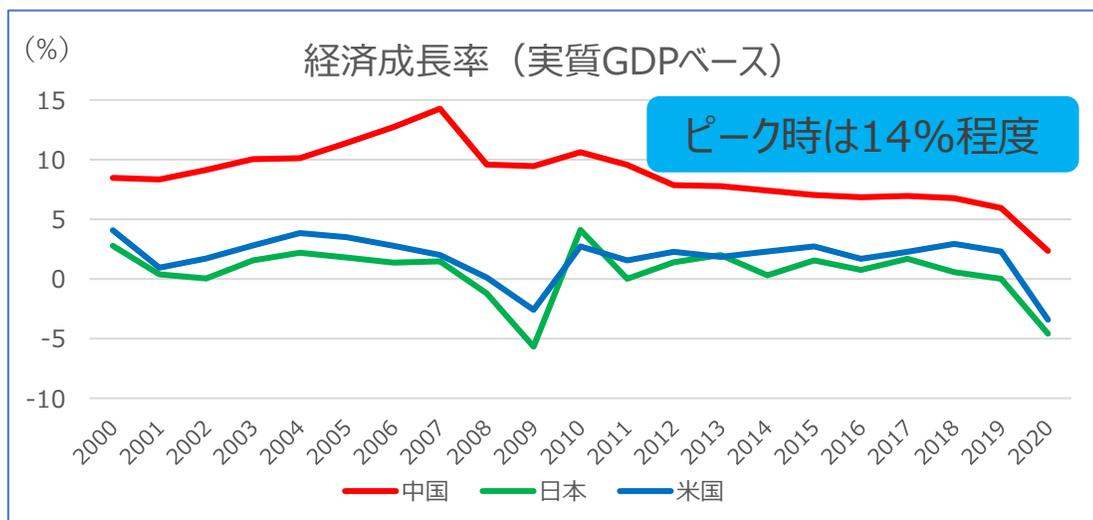
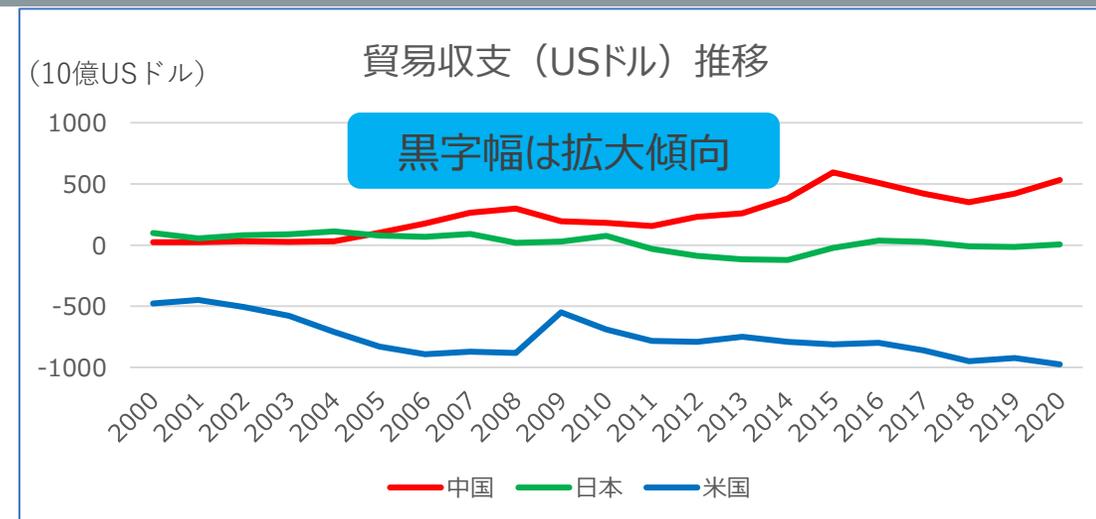
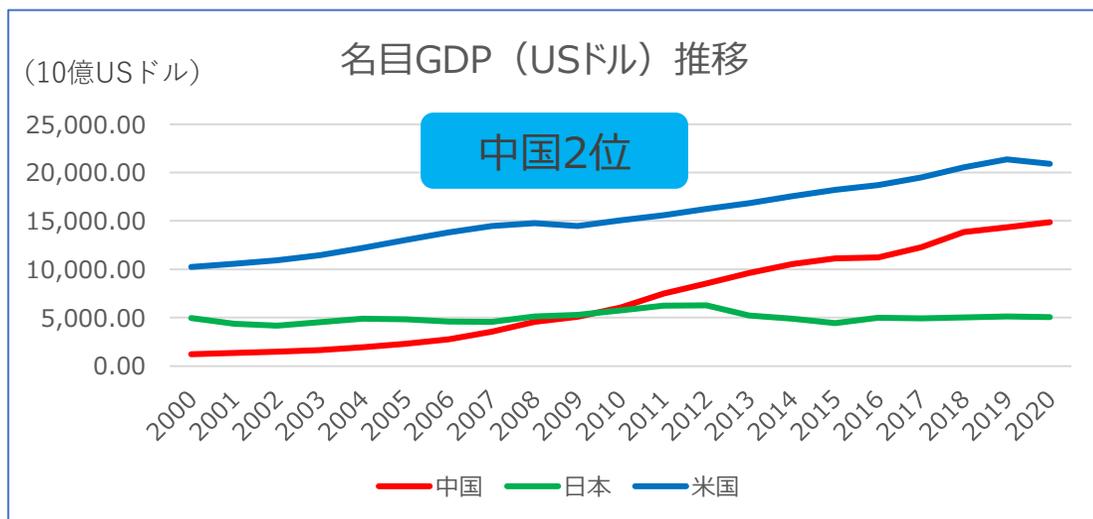
香港事務所
知的財産部長
松本 要

- 1. 中国の経済政策における知財の位置づけ**
- 2. 最新の重要政策文書からみる現状と方向性**
 - (1) 課題と政策の対応関係
 - (2) 新たな数値目標
 - (3) 課題別にみる政策動向
- 3. まとめ**

1. 中国の経済政策における知財の位置づけ

中国の経済発展（過去からの比較）

- ◆ WTO加入（2001年）以降、改革開放を進め**世界第2位の経済発展**を実現。
- ◆ 一方、拡大する貿易収支は**米中貿易摩擦**の原因となるなど国際問題を引き起こしている。



全世界名目GDPにおける日米中の割合 (%)

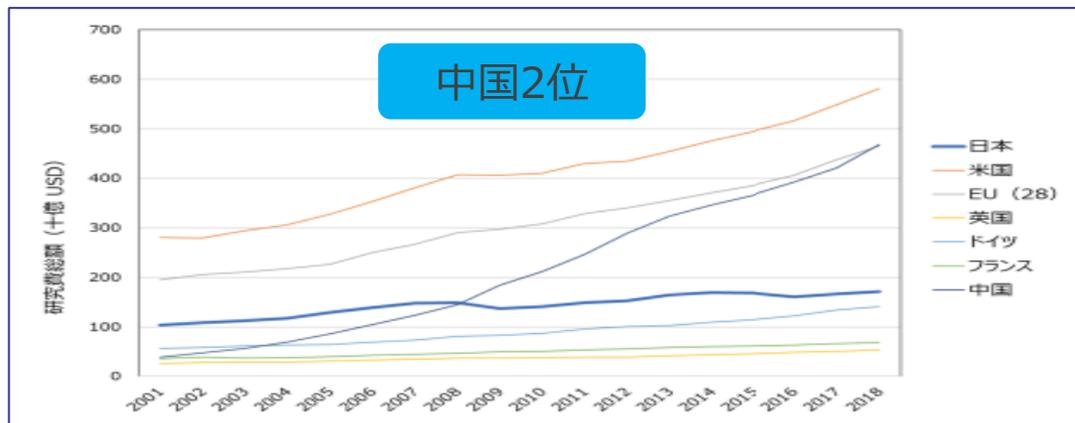
	2000年	2010年	2020年
中国	4	9 (▲5)	18 (▲9)
日本	15	9 (▲6)	6 (▲3)
米国	30	23 (▲7)	25 (▲2)

(出所) 世界経済のネットワーク (IMF発表ベース)、世界銀行を基にジェトロ作成

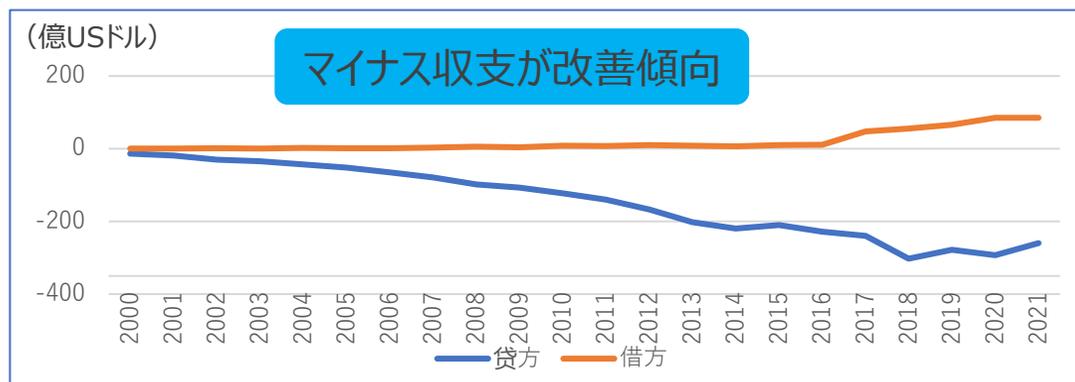
中国の技術開発投資とその結果

- ◆ 経済成長により得られた収益を**技術開発に投資**することで、論文総数、特許出願件数はトップクラス。
- ◆ 知財権使用費は支払い超過が続き、輸入割合が依然として大きいものの、**近年は改善傾向**がみられる。

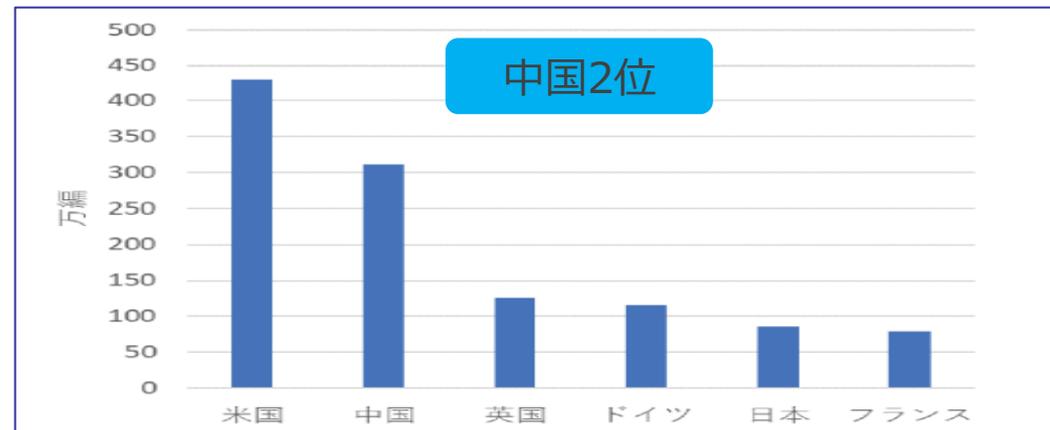
主要国の研究開発費（2001年～2018年）推移



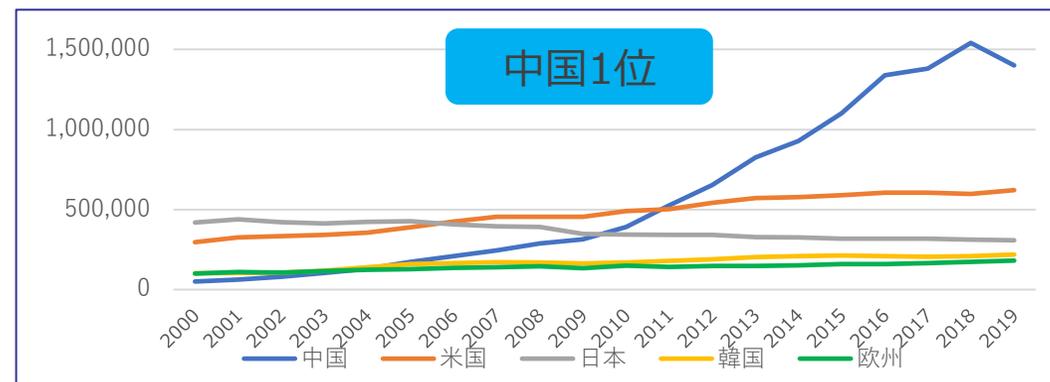
中国の知財権使用費（2000年～2021年）推移



主要国の論文総数（2010年～2020年）（万編）



特許出願件数（2000-2019年）推移



(出所) 上：研究開発の俯瞰報告書 主要国の研究開発戦略（2021年）
下：国家外汇管理局 <https://www.safe.gov.cn/safe/2019/0627/13519.html>

(出所) 上：研究開発の俯瞰報告書 主要国の研究開発戦略（2021年）
下：WIPO Statistics Database

中国における計画経済の振り返り（2001年以降）

	江沢民時代 (2002年11月以前)	胡錦濤時代 (2002年11月～2012年11月)	習近平時代 (2012年11月～現在)
	第十次5カ年計画 (2001～2005)	第十一次5カ年計画 (2006～2010)	第十二次5カ年計画 (2011～2015)
イベント	WTO加入 (2001年) IIPPF設立 (2002年)	リーマンショック (2008年) 北京オリンピック (2008年) 国家中長期科学技術発展 計画綱要 (2006年)	中国製造2025 (2015年)
計画概要	対外開放の拡大	高度経済成長 (1人当たりGDPを2000年比倍増) R&D支出割合 (GDP比2%) 環境保護、省エネ	内需拡大 コア技術競争力を強化 R&D支出割合 (GDP比2.2%)
知財計画 部分	有名ブランド、独自知財権 研究開発と知財保護 知財権侵害を罰する	独自知財権 (通信技術、省エネ車、 新薬の知財を特出し) 東部地域での研究開発主導 知財保護の独自章立て	1万人口あたりの発明専利 保有件数3.3件 ハイテク分野の知財創造 知財戦略立案、知財転換 国際知財協力
知財状況	多発する模倣被害	模倣被害の深刻化 行政取締による対応	品質面への意識 司法解決の増大 (模倣巧妙化)

中国における知財戦略の沿革（2001年以降）

CNIPA 王局長
(2001年1月～2005年6月)

CNIPA 田局長
(2005年6月～2013年12月)

CNIPA 申局長
(2013年12月～現在)

知財権保護
特別行動計画
(2004年)

WTO加入後、初の
行政キャンペーン
(商標、著作権、特
許の権利保護、税
関保護)

知財権保護
行動計画
(2006、
2007年)

行政府に加え、法
制弁公室、法院、
検察院を含めた横
断的知財保護計
画（立法計画等
を含む）

国家知財権戦
略綱要
(2008年)

2020年までの知財計画
(イノベーション向上)
知財権の創造力の向上
(登録件数トップクラス)
法執行水準の向上
知財権の転換・活用
人材育成、国防知財

国家知財権事業発
展の十二五計画
(2011年)

知財保護（インター
ネットと輸出入）
知財サービス産業促進
(知財担保融資)

新情勢下における知
財強国の建設加速に
関する国务院の若干
意見（2015年）

イノベーション主導型発展に
向けて**品質重視への転換**、
中国の特色に合致した**知財
強国を建設**
ハイテク分野の知財権評価
侵害行為への懲罰強化
海外知財権戦略の開拓

十三五期間におけ
る国家知財権保護
と運用計画
(2016年)

2020年に向けた主要指標として
十三五計画以外に、以下提示
・PCT専利出願件数
・知財担保融資金額
・知財権使用費輸出額 など
**知財保護、審査品質、先進企
業育成、産業高度化、軍民知
財転用、公共サービス向上など**

知財保護 法改正、司法解釈

インターネット保護

懲罰強化

知財創造、転換活用

知財担保融資

海外出願

総合的な知財戦略

2002年施行

技術輸出入管理法

2009年施行

専利法第三次改正

2014年施行

商標法第三次改正

2014年

知識産権法院の設立

改正不正競争防止法

電子商取引法

不正競争防止法
一部改正

2018年以降多くの
法令等が整備

商標法一部改正

専利法第四次改正

第14次5カ年計画（2021年3月）における知財政策の位置づけ

- ◆ 第二篇第7章「科技创新のための制度構造改革」において「知財保護・活用」に言及。
- ◆ 数値目標として、主要目標20指標の内、3つの指標がイノベーションに割り当てられた。
- ◆ 科学技術の自立自強の実現の為、**R&D経費投入増加率、高価値発明専利保有件数が定められる。**

社会主義現代化強国の完成に向けたロードマップ

(出所) 国民経済社会発展第14次5カ年計画と2035年の長期目標の策定に関する中国共産党中央委員会の建議

年	2つの100年目標	各時点での目標等
2020年		2035年までの長期目標の原案が採択
2021年	党結党100周年	100周年までに、小康（ややゆとりのある）社会の全面的完成
2035年		社会主義現代化国家の基本的実現
2049年	建国100周年	社会主義現代化強国の完成（今世紀中葉）

第14次5カ年計画期間中における経済社会発展の主要目標（抜粋）

(注) 項目はジェトロが設定・分類した箇所あり。

(出所) 政府活動報告、国民経済・社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要（案）

項目	主要目標	年	指標	2020年	2025年	年平均/累計
イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションの核心的位置付けを堅持し、科学技術の自立自強を国の発展の戦略的支えとする。 基礎研究10カ年行動計画を策定・実施し、企業の技術イノベーション能力を高める。 社会全体の研究開発費を年平均7%以上、その対GDP比が第13次5カ年計画期の実際値を上回るようにする。 		R&D経費投入増加率 (%)			年平均7%以上、投入強度が「十三・五」期間の実施値を上回る
			1万人当たりの高価値発明専利保有件数	6.3	12	-
			デジタル経済コア産業増加値のGDP比 (%)	7.8	10	-

中国におけるイノベーション推進と知財保護

- ◆ 知財はイノベーション保護に寄与し、ひいては**経済発展の実現に向けた原動力**となる。
- ◆ その根幹となる知財政策は、中国が知財創造大国へと転換するべく、**重心を数から質の向上へとシフト**してきた。

第14次5カ年計画と 2035年長期目標 綱要

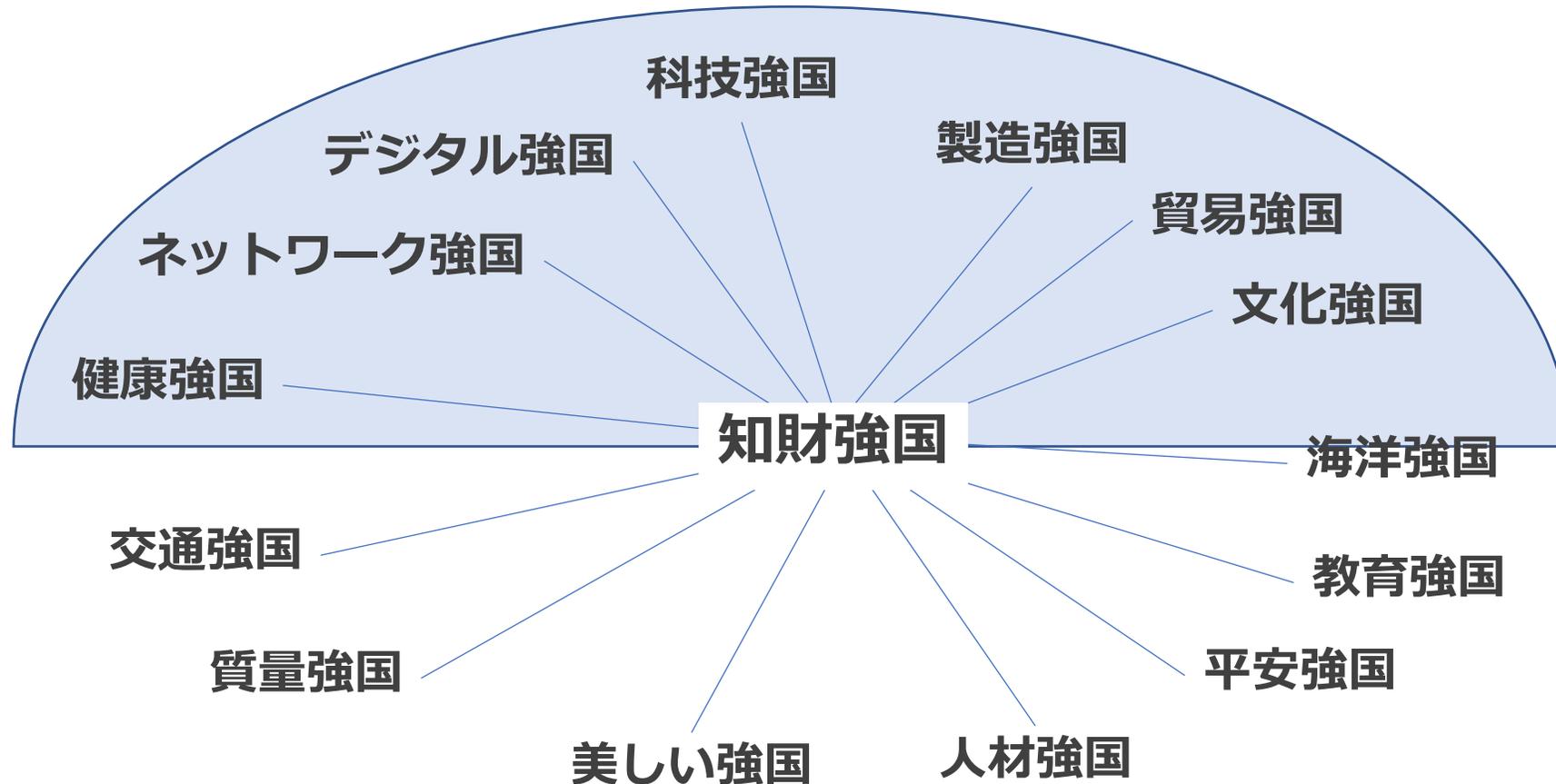
- (略) **改革とイノベーションを基本的な推進力とし**、より良い生活を求める国民のニーズの高まりに対応することを基本的な目的とし、発展と安全を協調させ、近代化された経済システムの構築を加速させ、国内大循環を主軸とし、国内外の双循環が相互に推進する新たな発展パターンの構築を加速させ、国家の統治システムと統治能力の近代化を推進し、**経済発展を実現し**、(略)。

中共中央政治局第 25回集団学習 習近平総書記

- イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、**知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのもの**である。
- 中国は知的財産権導入大国から、知的財産権創造大国へと転換しているところであり、知的財産権工作は、**数の追求から質の向上へと転換**しているところである。

知財政策への期待

知財政策はイノベーション・クリエイティブ関連を中心に
あらゆる「強国」政策に関連



(出所) Science Portal China、「中国の国家計画と政策制定プロセス—第14次5か年計画と2035年長期目標の要点」及び知財強国綱要を基にJETRO作成
https://spc.jst.go.jp/experiences/special/economics/economics_2126.html

知財政策の中・長期計画の発表

13年ぶりの15か年長期計画「強国綱要」策定

公表年	公表組織	政策文書名
2008年	国務院	国家知識産権戦略綱要
2016年	国務院	“十三五”知識産権保護運用計画
2019年	中共中央弁公庁、国務院弁公庁	知識産権保護強化に関する意見
2020年11月	中共中央政治局	第25回集団学習における習近平談話
2021年3月	全人代	国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）
2021年9月	中共中央・国務院	知識産権強国建設綱要（2021～2035年）
2021年10月	国務院	“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）
2022年1月	国務院連席会議弁公室	知的財産権強国建設綱要及び十四五計画実施のための年度推進計画
	国家知識産権局	知財公共サービスに関する十四五計画 知財人材に関する十四五計画 専利及び商標審査に関する十四五計画

各重要政策文書の位置づけ

第25回集団学習における習近平談話

- ①知財保護のトップレベル設計強化（政策策定）
- ②知財保護の法治化レベル向上（制度改正・執行改善）
- ③知財チェーン全体の保護強化（公共サービス向上）
- ④知財保護体制の改革深化（新技術対応・価値評価）
- ⑤知財面の国際協力・競争推進
- ⑥知財分野の国家安全を守る

国民経済・社会発展第十四次五か年計画 及び2035年までの長期目標綱要

- 知的財産権の保護・活用体制の健全化
（知財強国戦略・厳格な知財保護・法制度改善・新技術対応立法・司法保護・行政執行強化・補助奨励改善・高価値専利・国有知財帰属分配・価値評価改善・公共サービス）

知識産権強国建設綱要 (2021~2035)

- ①知財制度の構築
- ②知財保護体系の構築
- ③知財市場・運営体制の構築
- ④知財公共サービス体系の構築
- ⑤人文社会環境の醸成
- ⑥グローバルガバナンスへの参加促進

“十四五”知識産権知財保護運用計画の通知 各分野における“十四五”計画

- ①知財保護の強化
- ②知財実用化向上
- ③利便性の高い知財サービス構築
- ④知財面の国際協力推進
- ⑤知財人材・文化の建設推進

知財強国に向けた今後15年のロードマップ

2021

2025

2030

2035

知財大国

出願大国

模倣大国

訴訟大国

活用大国

知財強国建設綱要

知財保護の厳格化
知財市場価値の明確化
ブランド競争力向上

第十五次5カ年計画

第十四次5カ年計画

運用と制度改正（例：分野別保護）を順次実施、改善サイクルを頻繁に回す可能性あり

第十六次5カ年計画

自信を深めながら、中国の特色にあった知財制度の建設を指向

知財強国

科学技術の
自立自供

イノベーション
駆動型社会

ブランド力を持ち世界的
に通用する企業育成

自律的イノベーション可能
な研究開発力を持つ

中国企業が知財紛争で
優位に立つ環境整備を
進める

2. 最新の重要政策文書からみる現状と方向性

- (1) 課題と政策の対応関係
- (2) 新たな数値目標
- (3) 課題別にみる政策動向

(1) 課題と政策の対応関係

中国が直面する知財面の課題に対応する 「知識産権強国建設綱要」の各政策項目

個別課題

- ・ 出願の急増の弊害
 - ・ 依然として多い知財侵害
 - ・ 新技術・ビジネスの急成長
 - ・ 活用されない大学・中小の知財
-
- ・ 中国企業の海外展開拡大・米中対立

課題カテゴリー

①国内問題
(自立自強、自主创新)

国内
国際
双循環

②国際問題
(グローバルガバナンス、国際連携確立)

政策項目

- ①知財制度の構築
- ②知財保護体系の構築
- ③知財市場・運営体制の構築
- ④知財公共サービス体系の構築
- ⑤人文社会環境の醸成
- ⑥グローバルガバナンスへの参加促進

(2) 新たな数値目標

＜十四五・強国綱要・知財十四五の主要指標＞

	2015年実績	2020年実績	2025年目標	2021年実績	関連文書
1.人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数(件)	—	6.3	12	7.5	十四五 強国綱要 知財十四五
(参考) 1万人口あたりの発明専利保有件数 (件)	6.3	15.8 (目標12)	—	—	知財十三五
2.海外発明専利授権量(万件)	—	4	9	?	知財十四五
(参考) PCT専利出願件数 (万件)	3	6.8 (目標6)	—	—	知財十三五
3.知的財産権担保融資の登記額(億元)	750	2180 (目標1800)	3200	3098	知財十四五
4.知的財産権使用費用の年間輸出入総額(億元)	—	3194.4	3500	3783	強国綱要 知財十四五
(参考) 知的財産権使用費用の輸出額 (億米ドル)	44.4	86.8 (目標100)	—	—	知財十三五
5.専利集約型産業の付加価値のGDPに占める割合 (%)	—	11.6 (2019年実績)	13.0	11.97%	強国綱要 知財十四五
6.著作権産業の付加価値のGDPに占める割合(%)	—	7.39 (2019年実績)	7.5	7.39%	強国綱要 知財十四五
7.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	70	80.05 (目標80)	82	80.61	知財十三五 知財十四五
8.知的財産権民事第一審案件服判息訴率 (%)	—	—	85	?	知財十四五

高価値発明専利、専利集約型産業とは

高価値発明専利

- ✓ 戦略性新興産業の発明専利
- ✓ 海外ファミリーを有する発明専利
- ✓ 維持期間が10年を超える発明専利
- ✓ 比較的高い担保融資金額を実現した発明専利
- ✓ 国家科学技術奨あるいは中国専利奨を受賞した発明専利

- ① 次世代情報技術
- ② デジタル・クリエイティブ
- ③ ハイテク機器製造
- ④ バイオ
- ⑤ 省エネ・環境保護
- ⑥ 新エネルギー
- ⑦ 新エネルギー車
- ⑧ 新素材

専利集約型産業

- ✓ 知識産権（専利）密集型産業統計分類（2019）（※）
において定義
- ✓ 国民経済産業分類（GB/T 4754-2017）に対応して
知識産権（専利）密集型産業の統計範囲を確定

（※） http://www.stats.gov.cn/tjgz/tzgb/201904/t20190409_1658542.html

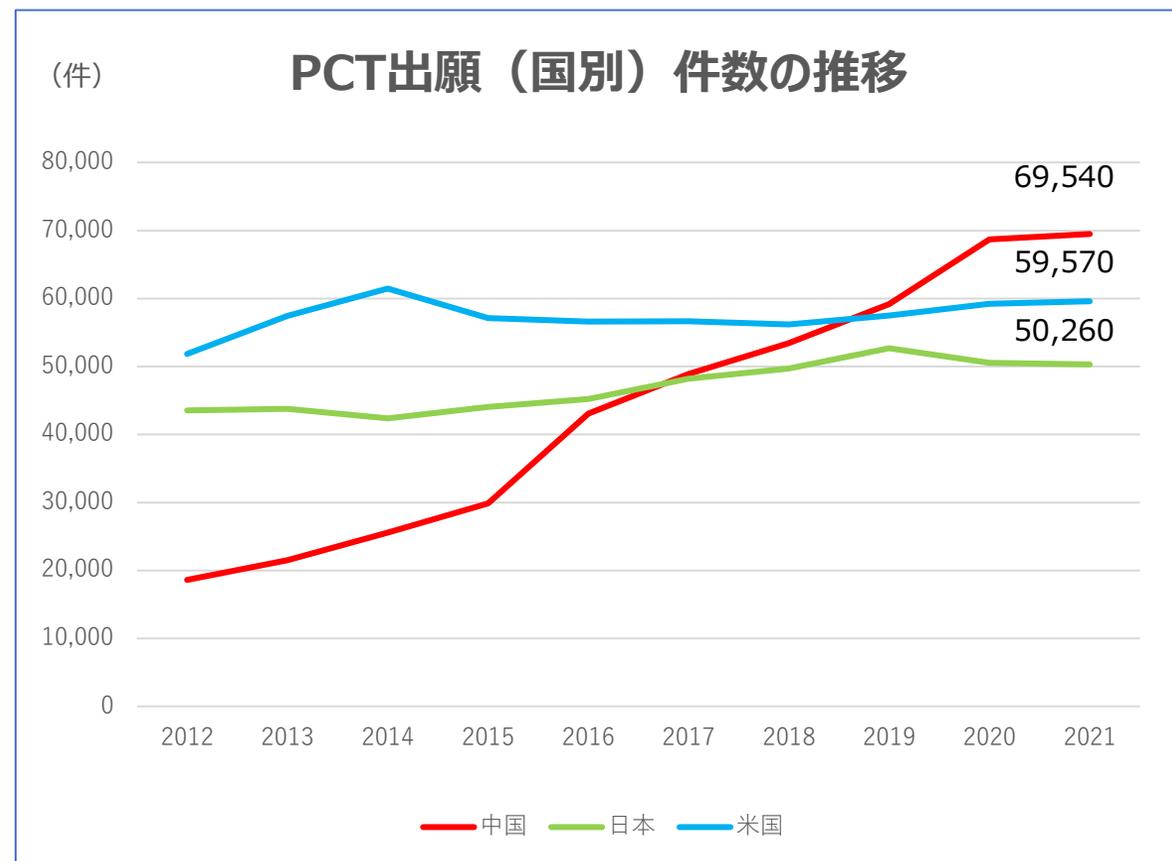
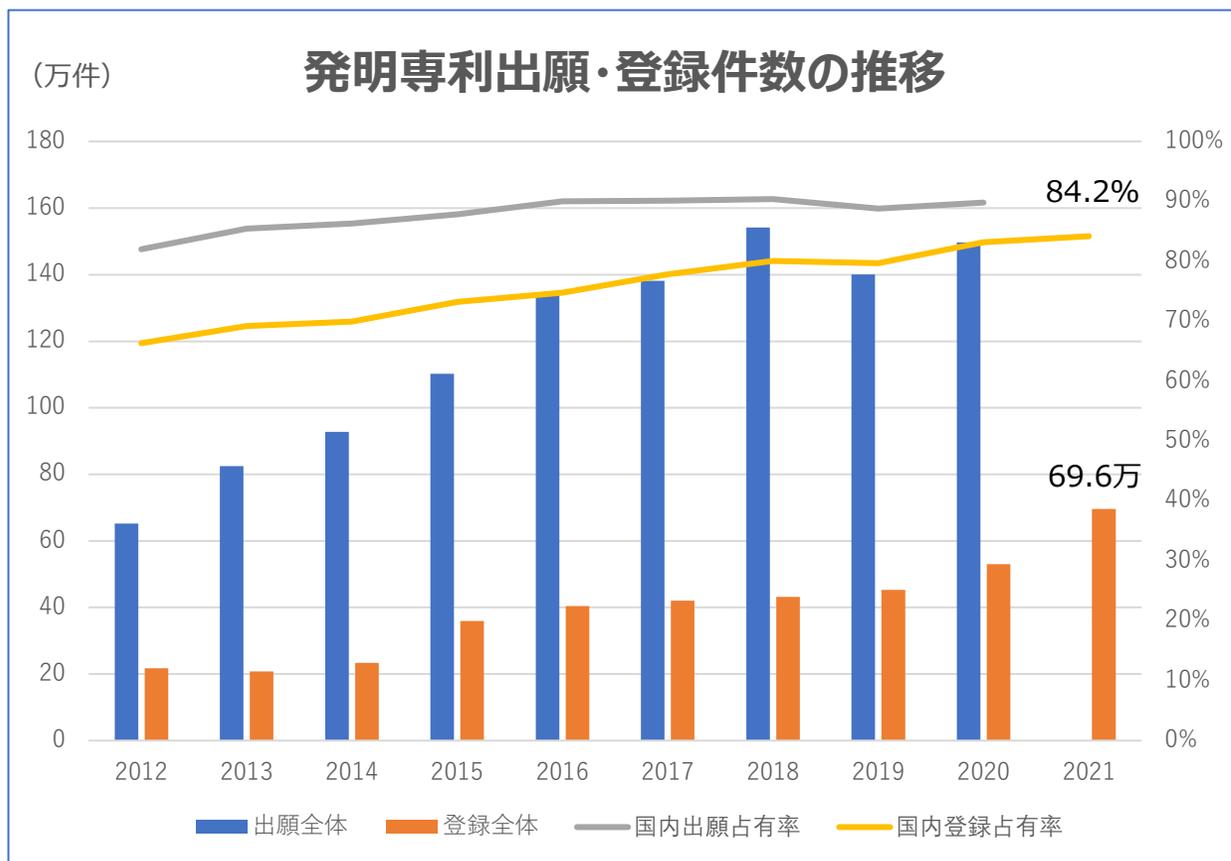
- ① 情報通信技術製造業
- ② 情報通信技術サービス業
- ③ 新装備製造業
- ④ 新材料製造業
- ⑤ 医薬医療産業
- ⑥ 環境保護産業
- ⑦ 研究開発、設計及び技術サービス業

(3) 課題別にみる政策動向

- **出願の急増の弊害**
- 依然として多い知財侵害
- 新技術・ビジネスの急成長
- 活用されない大学・中小の知財
- 中国企業の海外展開拡大

特許出願及び登録動向（過去10年間）

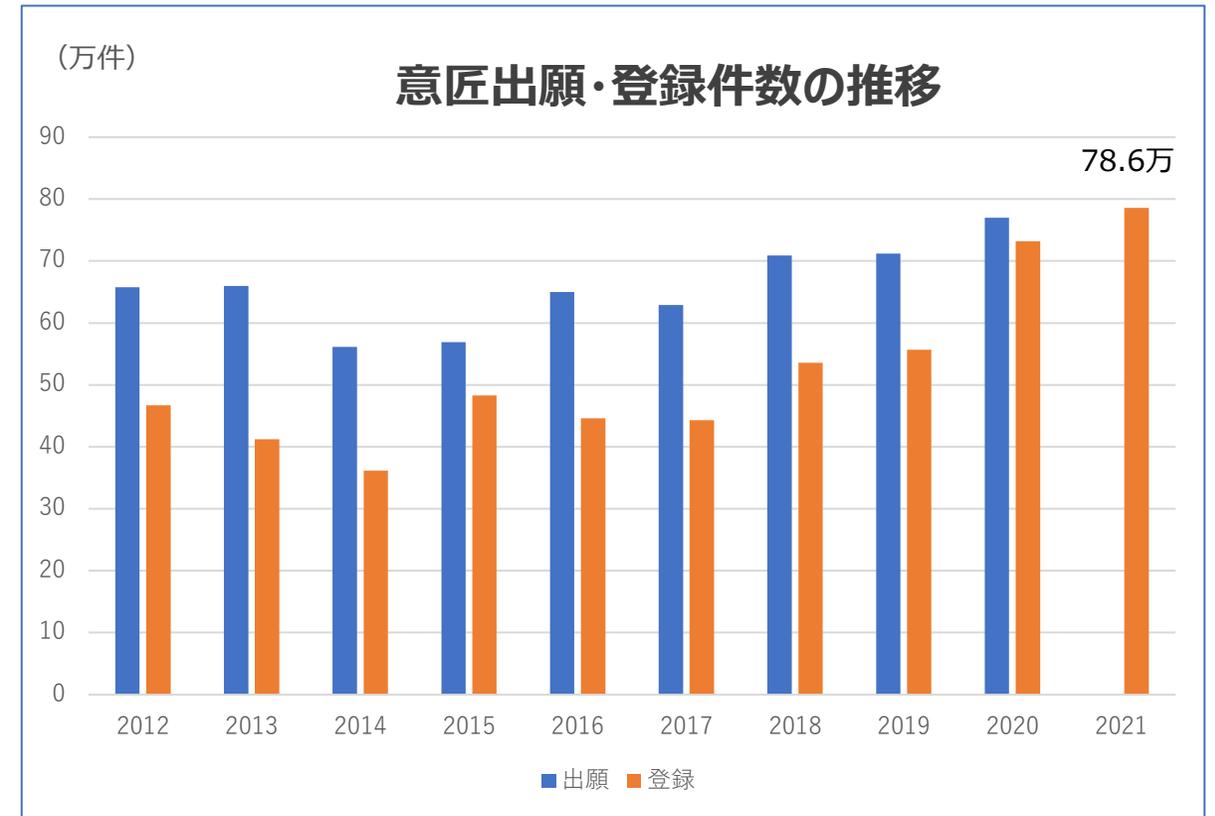
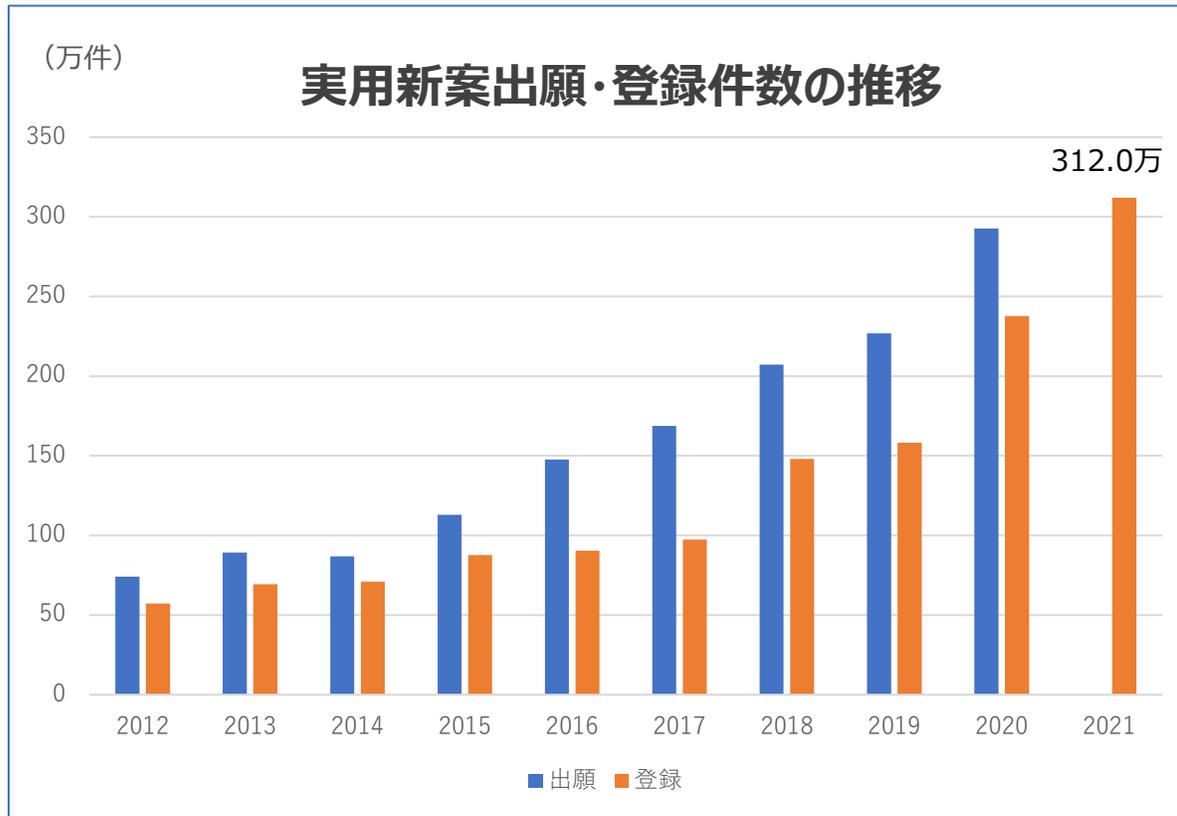
- ◆ 2021年の特許の登録件数は、**69.6万件**（前年比31.3%増）と急伸。
- ◆ 特許登録の国内占有率は、近年、特許出願の占有率に近づき、国内出願人の登録率が上がっている。
- ◆ 2021年PCT出願件数（国別）は、**6.95万件**（同0.9%増）と微増（2020年は同17.9%増だった）。



（出所）国家知識産権局「専利統計年報」、「知的財産権保護状況」、WIPO Statistics Databaseを基にジェトロ作成

実用新案・意匠出願及び登録動向（過去10年間）

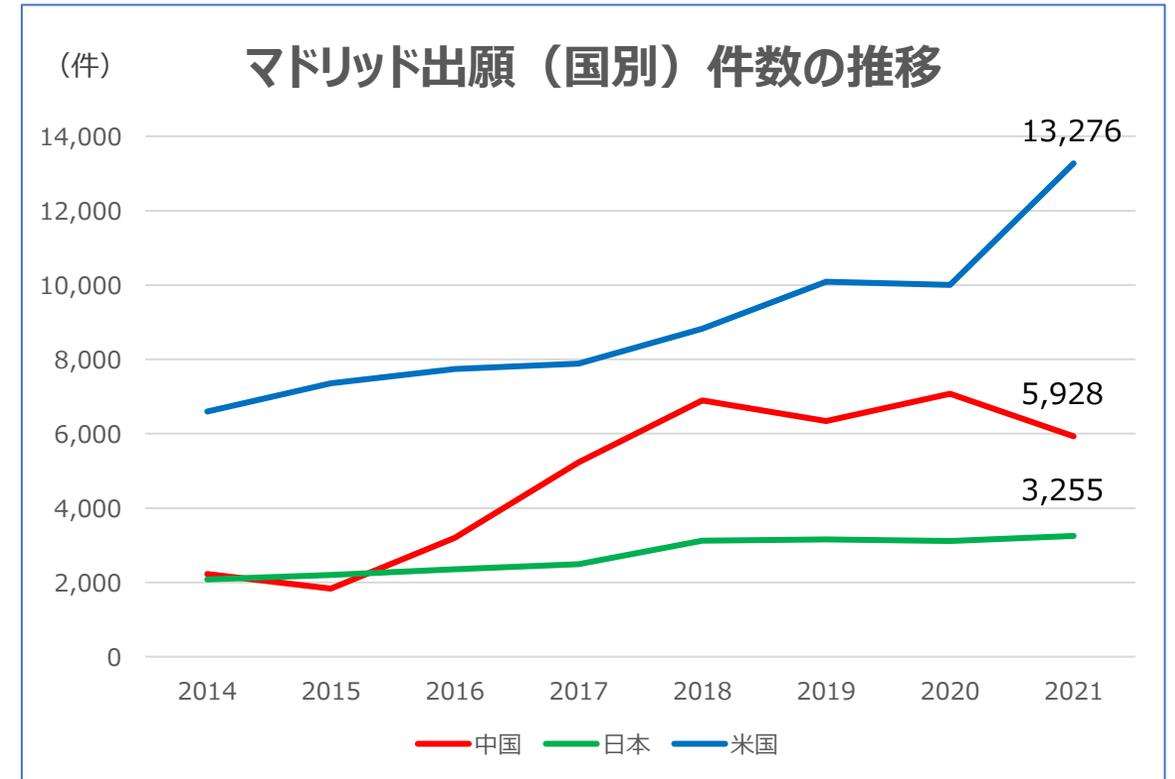
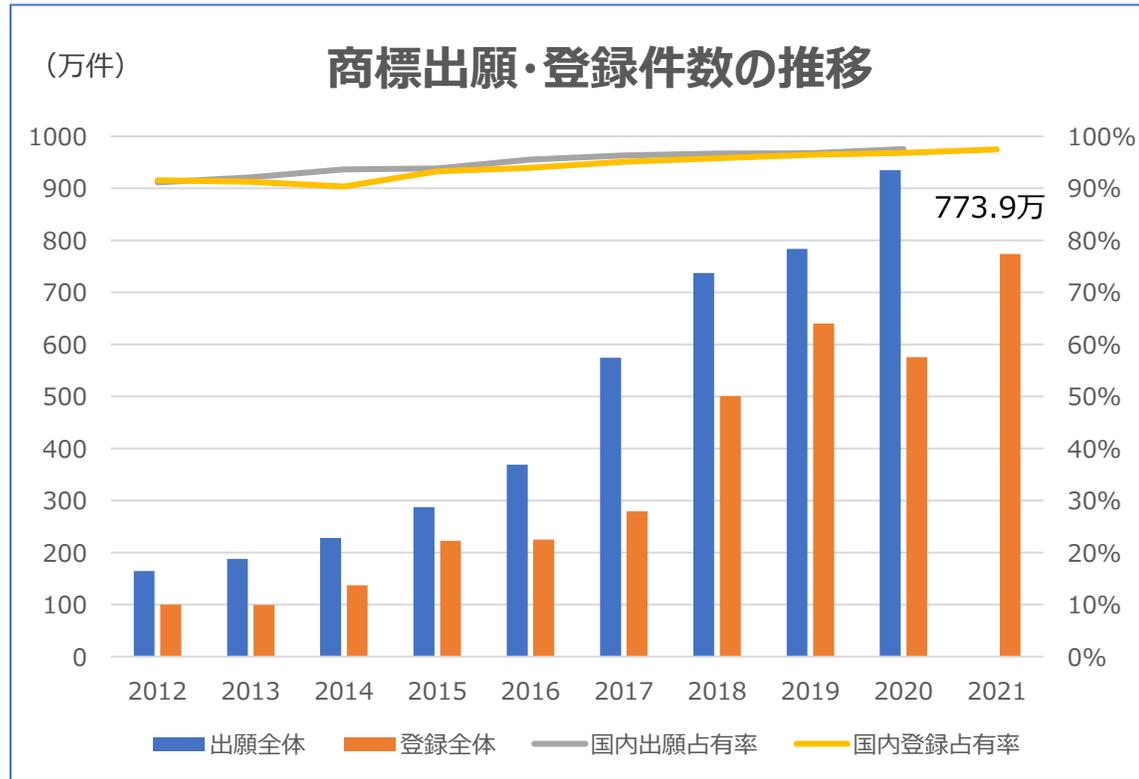
- ◆ 2021年の実用新案の登録件数は、**312.0万件（前年比31.2%増）**と前年並みの伸び。
- ◆ 審査厳格化の流れが進む中、比較的容易に権利化が可能な実用新案に出願が集中している傾向が見える。
- ◆ 2021年の意匠の登録件数は、**78.6万件（同7.3%増）**となり過去最高件数を継続。



(出所) 国家知識産権局「専利統計年報」、「知的財産権保護状況」を基にジェトロ作成

商標出願及び登録動向（過去10年間（マドリッド除く））

- ◆ 2021年の商標の登録件数は、**773.9万件（前年比34.3%増）**と急激な伸び。
- ◆ 大量の商標登録出願が背景にあり、国内出願人による依然、旺盛な出願意欲が見て取れる。
- ◆ 2021年の商標国際出願（マドプロ出願）は、**5,928件（同21.5%減）**と海外進出意欲が減退。



（出所）国家知識産権局「知的財産権保護状況」、「中国商標ブランド戦略年度発展報告2017」、Madrid Annual Reportを基にジェトロ作成

【課題】 出願急増の弊害への対応

- ✓ 大量出願による非正常出願・冒認出願の発生
(全世界における2019年中国出願の割合→特許：約44%、意匠：約51%、商標：約55%)
- ✓ 海外からの出願適正化に対するプレッシャー
(USPTO報告書(2021年1月)では中国出願奨励・補助政策が国内外の登録機関を弱体化と指摘)

イン対策及びアウト対策の両面からの検討が必要

① 社会主義の近代化に向けた知財権制度の構築

知識産権強国建設綱要

審査品質と効率

- ✓ 専利商標審査機構建設プロジェクトの実施し、専利商標審査官制度の確立し、**専利商標審査連携メカニズム**の最適化
- ✓ 政府に監督・管理され、社会に監督され、業界が自粛し、機構が自治する**知的財産権サービス業監督管理体系**の構築

知財保護強化

- ✓ 保護強化につながる**専利商標審査政策**の整備

④ 大衆にとって利便性のある知財公共サービス体系の構築

- ✓ **インテリジェント化専利・商標審査管理システム**の構築

非正常専利出願に対する中国政府の対応

2007年

専利出願行為の規範化に関する若干の規定（2007年10月1日施行）

<非正常出願行為>

- ・ 同一内容の出願、剽窃する出願、専利代理機構が関わる当該出願

2017年

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改定（2017年4月1日施行）

<非正常出願行為>

- ・ 上記3つに加え、複数の異なる材料等を切り替え又は寄せ集めの出願、実験データ等が捏造された出願、コンピューター技術等を利用してランダムに施品形状等を生成する出願を追加

2021年

専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知（2021年1月27日公表）

<非正常出願行為>

- ・ 上記6つに加え、分散出願、研究開発能力に合致しない出願、異常な転売行為、複雑な構造で単純な機能実現をする出願、誠実信用原則に違反する行為を追加

<インセンティブへの対応>

- ・ 2025年までに、地方は**授権後の資金補助**（PCT、国外で授権された専利を含む）を段階的に縮小し、全面的に取り消す。

**専利出願行為の規範化に関する弁法
（2021年3月12日公表）**

専利出願行為の規範化に関する若干の規定
の改正草案（2021年5月6日公表）

2022年

専利出願行為の持続的厳格化・規範化に関する通知（2022年1月25日公表）

知的財産権信用管理規定（2022年1月27日公表）

藍天行動
を推進

非正常出願の状況と対応

専利出願行為の規範化に関する弁法（2021年3月12日公表）

<非正常出願の類型行為>

一）発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成された複数の専利出願を同時又は前後して提出する場合。

二）提出された専利出願には、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集めなどのような状況が存在する場合。

三）提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。

四）提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータプログラム又は他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合。

五）提出された専利出願の発明創造が、特許性審査を回避するために意図的に形成された、明らかに技術的改善又は考案の常識に適合しない、若しくは実際に保護価値を持たない劣化、羅列、不必要な保護範囲縮小の発明創造、又は検索と審査の価値を一切持たない内容である場合。

六）非正常専利出願行為に対する規制措置から逃れるために、実質的に特定の単位、個人又は住所に関連している複数の専利出願を分散、前後して又は遠隔地に提出する場合。

七）専利技術、考案の実施又はその他の正当な目的を目的とせず、専利出願権又は専利権を転売する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。

八）専利代理機関、専利代理師又は他の機関若しくは個人が他人を代理、誘導、教唆し若しくは他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。

九）誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱す他の非正常専利出願 行為及び関連行為。

知財法律事務所における経験によれば、 以下状況が見て取れる。

- (1) 日系企業に対して非正常出願通知は通知されていない模様。
- (2) **CNIPAから本弁法に基づいた通知、地方知識産権局からメール、電話による通知**があり、AI技術による自動抽出（例：技術分野の依存はなし）。
- (3) 通知に対して**不服申し立て可能**であり、①各案件の技術的内容や効果の違い、②出願の意図や研究開発・実施状況、③発明件数の理由などを主張し、裏付ける証拠を併せて提出するとよい。
- (4) **上記反論により通知を撤回可能。**

専利審査品質向上に向けた対応

発明専利審査活動

- 大量出願・非正常出願対応
- 審査体制の改善（**新規審査官募集1500名**、**電話面接審査**の積極的活用、**技術説明会**の開催）
- AI機能を使った審査**の機能最適化（2021年5月）
専利審査智能AIシステムの全局内の運用が完成

CNIPA 非正常出願取締り活動、藍天特別行動プロジェクト（2022年も継続）

- 2021年で計4回のキャンペーンにより非正常専利出願81.5万件に対して通報し、3回までの取下率は97%に達する。
- 違法代理行為を集中的に取り締まり、代理機構2350社から事情聴取し、2105社に業務の改善を命じ、220件の罰金と警告を行い、12社に対して代理資格の取消又は停止処分を与えた。

<専利及び商標審査に関する十四次五カ年計画（2021～2025年）>

	2020年の基礎値	2021年	2025年の予測値
特許審査周期（※1）	20 か月	18.5	15 か月
専利無効審判請求結審周期	6 か月	5.8か月	6 か月
専利審査の質に対する利用者満足度指数	85.4	?	85 以上
特許審査終了の正確率（※2）	92.2%	?	95%

※1：特許出願の実体審査の発効日から初回の権利付与決定の日までに要する平均審査期間

※2：抽出検査を行った発明終了案件のうち、終了が正確であった案件の割合が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合

商標関連分野の主要法令と運用状況

商標法の一部改正（2019年11月1日施行）

• 使用を目的としない悪意出願を拒絶する旨を明記

＜第4条＞

自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。
使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。

- 使用を目的としない商標登録出願を引受ける代理行為への行政処罰化
- その他、侵害行為に対する懲罰強化

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定（2019年12月1日施行）

- 2019年11月1日に施行された改正商標法を徹底し、商標登録出願行為の規範化と**悪意による出願の規制**、商標登録管理秩序の維持を図るためのもの。

商標の一般的違法に関する判断基準（2022年1月1日施行）

- 商標執行部門が、商標関連法規に基づいて違法とされる「商標の管理秩序に反する行為」の該当性を判断する際の基準となるもの。
- 全35条から構成される本基準においては、商標の管理秩序に反する「一般的違反行為」として、「**未登録の商標を登録商標と偽って使用する行為**」等**9つの類型**を掲げるとともに、個々の行為類型の該当性を判断するための基準を示している。

CNIPA「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画」（2021年3月15日公表）

- 2021年悪意の商標登録出願48.2万件を処理
- 職権による自発的な無効宣告を行った登録商標は1.7千件



- 2022年も悪意出願取り締まりを継続。2022年第一四半期の成果は以下の通り。
 - 悪意の商標大量登録1.2万、悪意の商標占有1.6千件、職権による自発的な無効宣告は707件。
 - 冬季オリンピック、パラリンピック関連で1742件の商標・代理人・代理事務所を処分。

商標関連分野の主要法令と運用状況（2）

商標審査及び審理指南（2022年1月1日施行）

- 方式審査に関連した上編と実体審査・審理に関連した下編から構成。
- 改正商標法（冒認出願）への対応部分：
 - ✓ 改正法4条で新たに規定された「使用を目的としない悪意の商標登録出願」の適用に対する**6の考慮要素、10の典型的な適用状況**を規定。
 - ✓ 防衛目的に基づき登録した商標標章と同一又は類似商標を出願する場合や、将来業務の為に予め適量な商標を出願する場合は除外。
- 使用による顕著性の獲得として、「**国内の関連公衆の認知**」の「**国内**」を削除。

- 全体として悪意の商標出願への対応が強化されており、本基準に沿った厳しい運用の実現が期待される。
- 出願件数の増加に伴って問題となっている「判断のバラツキ」が、本基準の施行により改善するかは、依然として未知数。

第2章4 考慮の要素：①出願人の基本状況、②出願人の商標登録出願に係る全体的な状況、③商標の具体的な構成に係る状況、④商標登録出願段階及び商標登録を受けた後の出願人の行為、⑤異議申立、審判手続きにおける関係証拠に係る状況、⑥その他の考慮すべき要素

第2章5 適用対象状況：①～⑤**大量に出願**（①単純に大量出願し使用意志なし・秩序を攪乱、②他社の商号、一定の影響のある商品等、③著名人の氏名等、著名作品又は役柄の名称等、④行政区画、観光地等、⑤識別性に欠ける標章（一般名称、主要原料など））、⑥大量に複製や模倣、剽窃、⑦同一主体に繰り返し登録出願、⑧大量に譲渡、⑨大量販売や賠償金請求、⑩その他の考慮すべき要素（※⑦、⑨は主に異議申立と審判手続きにおいて適用）

商標の悪意登録行為の持続的、厳格取締に関する通知（2022年4月12日公表）

- 悪意出願に対する**厳格な対応態度を維持**。
- 大きな競技や公衆衛生事件等の知名度高い言葉、公共利益・秩序に悪影響を与えるなど10類型の出願を取締まる。

審査・審理に関する統計データと対応方法（特許分野）

■ 拒絶対応

- 特許授權率は近年50%を下回り（2019年44.3%、2020年47.3%）、**審査嚴格化が依然続いている状況**。
- 審査迅速化の要求は強まる状況において（p25参照）、審査品質に問題のある案件が散見。
- 現状、2021年拒絶査定不服審判件数（特許）は7.4万件（前年比48.0%増）であり授權率の増加割合（前年比31.3%増）を上回る。**前置も含む拒絶査定取消率（発明）は2019年44.5%から2020年48.3%と上昇しており（2021年は未公表）、積極的な対応が求められる。**
- 対応策としては、①書面のやり取りにおける丁寧な説明、②**密なコミュニケーション（例：電話面談）**、③不服査定審判の請求など。
- アプローチ方法は、進歩性要件では後知恵と思われる部分への言及、記載要件では明細書の記載及び従来技術に基づきサポートされている理由を説明（実験成績証明書が採用される可能性はケースバイケース）。

■ 登録対応

- 無効請求件数は増加傾向にある中、**成立率は減少傾向**。
- サンプルチェックでは**新規性・進歩性に係る理由による請求が多く**、特許では記載要件によるものも3割程度存在。
- 成立率が減少する中、より適切な先行文献を発見することが重要。

	2021年	2020年	2019年
特許無効請求数	1713件（前年比18.8%増）	1442件	1403件
（一部・全無効成立率）	?	（40.2%）	（46.2%）
実用新案無効請求件数	3330件（同25.0%増）	2664件	2499件
（一部・全無効成立率）	?	（57.4%）	（59.2%）
意匠無効請求件数	2585件（同24.8%増）	2072件	2113件
（一部・全無効成立率）	?	（47.1%）	（49.1%）

（出所）国家知識産権局「専利統計年報」、「知的財産権保護状況」

審査・審理に関する統計データと対応方法（商標分野）

■ 拒絶対応

- 商標授権率（初歩審査）は近年73%前後（2019年73.3%、2020年74.1%）、**悪意出願対策もあり審査厳格化**。
- 審査迅速化の要求は高く、品質とのバランスへの圧力が高まる中、審査品質に問題のある案件が散見。
- 現状、2021年拒絶査定不服審判件数は47.3万件（前年比28.8%増）で登録件数増加率（同34.3%増）を下回るどころ、**取消率（一部取消含む）は2019年30.6%から2020年33.7%と上昇**しており（2021年は未公表）、絶対的理由（知名度の証拠、国外での登録証、同類の登録例など）、相対的理由（非類似性、指定商品の・役務の区別など）の観点から、**粘り強く説明・対応**することが求められる。

■ 登録対応

- 異議申立件数は、2021年17.6万件（同31.1%増）と大幅に伸びる中、異議成立率（一部成立含む）48.97%（前年47.2%）と微増であり、**比較的高止まりである**。
- 一部サンプルチェックによれば、**先行商標に関連する案件（商標法30条、31条）が多数**を占めている状況。
- 無効・取消請求件数は、2020年5.3万件（同22.8%増）、1.3万件（同5.9%減）と無効請求は伸びている。
- 無効・取消成立率（一部成立含む）71.1%、82.2%（前年71.0%、82.5%）と非常に高い水準であり、**審判段階では比較的に審査段階の判断が覆ることが多い**と言える。

専利関連分野の主要法令と運用状況（1）

専利法改正（2021年6月1日施行）

（赤字は運用が未確定）

- 高品質な経済発展に向けたイノベーション振興に資する改正法となり、数多くの新制度が導入された。
- ただ、**専利法実施細則、専利審査指南が未確定の為、運用が定まっていない制度がある。**

権利保護強化

- （1）**部分意匠制度の新設（第2条）**
- （2）専利権濫用の禁止（第20条）
- （3）**専利権評価報告書の提示（第66条）**
- （4）行政機関の取締り（第68条、第69条）
- （5）専利行政法執行の整備（第70条）
- （6）侵害の損害賠償金額の引き上げ（第71条）
- （7）文書提出命令（第71条）
- （8）財産保全行為の明確化（第72条）
- （9）専利侵害の訴訟時効の拡大（第74条）
- （10）医薬品特許紛争早期解決メカニズム（第76条）

専利権付与制度の改善に関する事項

- （1）**新規性喪失の例外規定の拡充（第24条）**
- （2）**専利権の権利期間の変更（第42条）**

専利の実施と運用の促進に関する事項

- （1）職務発明規定の改正（第6条、第15条）
- （2）**専利開放許諾制度の新設（第50～52条）**
- （3）実施と活用についての政府機関に関する規の新設（第48条）

専利法実施細則（改正案）（2020年11月27日公表）

- 新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度）、**ハグ協定**、専利権評価報告書等の具体的な手続き要件を明示。

専利法審査指南（改正案）（2021年8月3日公表）

- 新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度）の詳細規定、ほかに実用新案や意匠の初歩審査の拡充（進歩性判断等）、遅延審査の月単位の申請可、信義誠実原則の要件審査（非正常出願）、**ハグ協定手続き**等を明示。

専利関連分野の主要法令と運用状況（2）

ハーグ協定

- 2022年5月5日、中国でハーグ協定（1999年ジュネーブ改正協定）が発効。
- 制度運用の為に、「**ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法**」、「**ハーグ協定加盟に伴う業務処理に関する暫定措置についての公告**」が策定。
- 本来的に本制度の運用ルールを定める予定であった「専利法実施細則」、「専利審査指南」は依然として未確定。
- 既に49の中国企業が108件の出願（CNIPA提出58件、WIPO IB提出50件）。

ハーグ協定特設HP



<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2893/index.html>

ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法

- 出願人は以下**2つの出願ルート**あり。
 - ①WIPO IBへの直接出願
 - ②CNIPA経由による国際意匠登録出願（英語）
- 中国を指定の国際意匠登録出願については、CNIPAは専利法19条3項、**改正後の専利法実施細則及び専利審査指南に従い処理**。

○専利法19条3項

国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。

ハーグ協定加盟に伴う業務処理に関する暫定措置についての公告

- 意匠の第11～15年目における年金の基準は、**1年あたり3,000元**。
- 個別指定手数料については、第一期（1～5年目）を4,100元、第二期（6～10年目）を7,600元、第三期（11～15年目）を15,000元。
- 中国を指定の国際意匠登録出願等の場合、出願人はCNIPA、WIPOが定めた**個別指定手数料**を納付（スイスフラン）。

(3) 課題別にみる政策動向

- ・出願の急増の弊害
- ・**依然として多い知財侵害**
- ・新技術・ビジネスの急成長
- ・活用されない大学・中小の知財
- ・中国企業の海外展開増加

【課題】 依然深刻な知財侵害への対応

- ✓ 知財保護強化の為の各種措置（例：懲罰賠償制度）の実効性
（従来よりは積極的、ただ侵害行為の巧妙化、小口化が進み、政策と対策のイタチごっこ）
- ✓ 侵害事件の件数増大に対する審理体制と品質確保のプレッシャー
（優先地に向けた紛争解決手段の充実化は待ったなし）

優先的案件の選別と効率・品質確保の検討が必要

② 知的財産権保護体系の整備

知識産権強国建設綱要

司法分野

- ✓ **インテリジェント法院（智慧法院）**の構築
- ✓ 裁判機構配置の最適化、**上訴審理メカニズム**の充実化
- ✓ **「三位一体」裁判メカニズム**の改革の深い推進
- ✓ **技術調査官チームの養成を強化**し、事件裁判の品質と効率の確保
- ✓ 刑事摘発に注力、知的財産権犯罪捜査業務制度の整備

行政分野

- ✓ **行政保護技術調査官制度**の確立の模索
- ✓ 知的財産権行政法執行監督管理プラットフォームの構築
- ✓ 知的財産権侵害紛争の検査、鑑定業務体系の確立
- ✓ **知的財産権紛争行政調停調書の司法確認制度**の模索
- ✓ 地域横断的、部門横断的な法執行保護連携メカニズムの整備
- ✓ **対外貿易知的財産権保護調査メカニズム**の確立

- ✓ 知的財産権**仲裁、調停、公証、鑑定及び権利擁護支援体系**を確立

(参考) 侵害事件対応の概要

- ◆ オンライン特有の対応方法として、**ECプラットフォームに対する侵害リンク削除申請は初歩的な対応として利用。**
- ◆ オフライン対応として、私的救済（警告・交渉）、司法ルート（民事訴訟）、行政ルート（行政摘発）及び刑事ルート（刑事告発）の手段が採用可能。

小

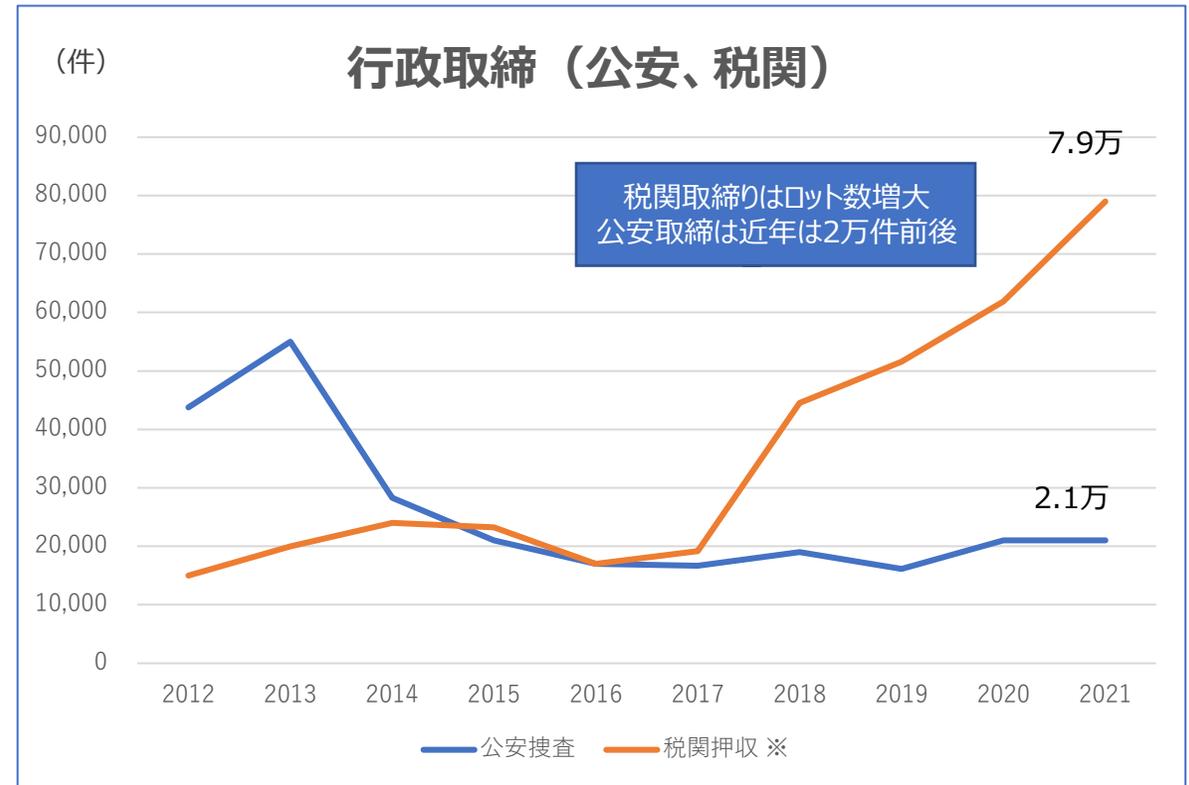
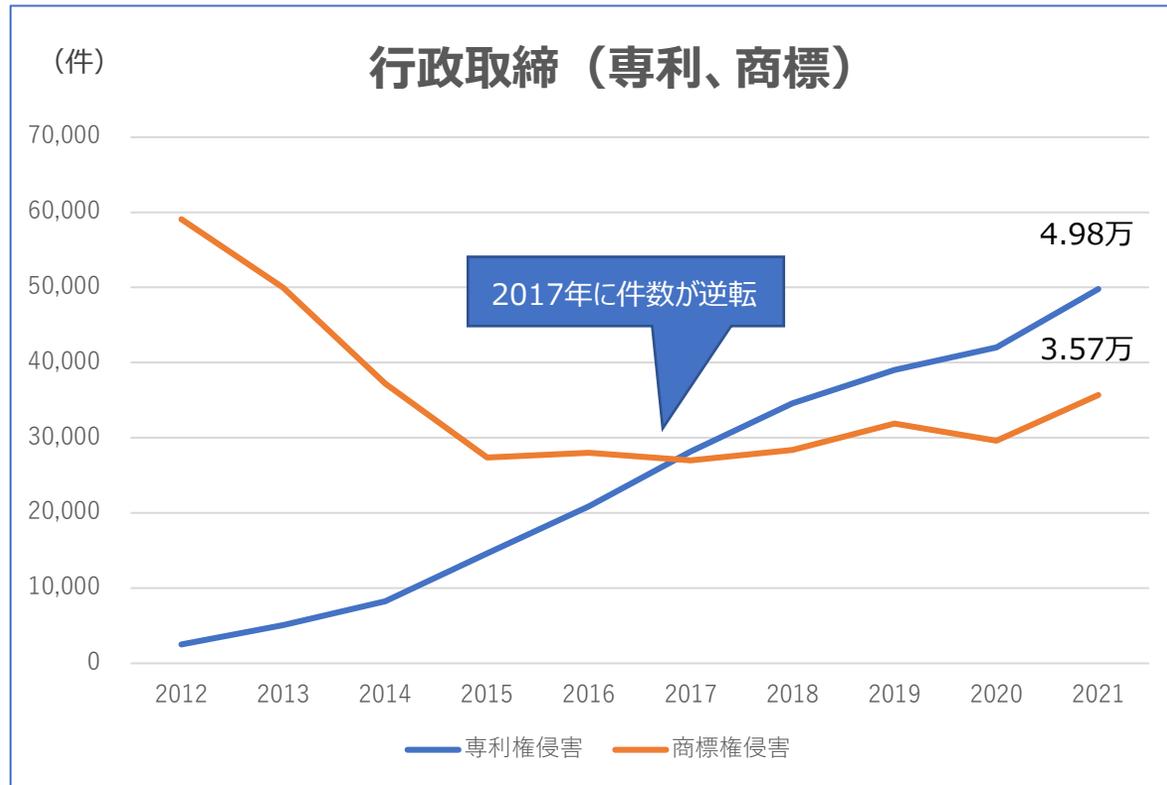
負担感

大

名称	コスト	周期	効果	デメリット等
オンラインクレームの提出	かなり低い	2週間程度	リンク閉鎖	相手側による異議が認められた場合、リンク閉鎖できない
警告状	低い	1ヵ月程度	侵害停止	相手側が対応しない場合、別の方法での対応が必要になる
行政摘発	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への行政処罰	デッドコピーへの対応は期待できるが、類似の範囲の侵害対応には慎重な傾向
民事訴訟	高い	1年以上	侵害停止と賠償金	侵害判断のレベルが最も高く、賠償金を得ることもできるがコストも高くなる。
刑事告発	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への刑事罰	情状が嚴重であるデッドコピーの事件に限られ、対象となる事件の範囲が狭い

行政機関における取締り状況（過去10年間）

- ◆ 専利権侵害取締りが**過去10年間増加**（2021年は前年比18.6%増）しているのに対して、商標権侵害は減少・横ばい状態となっていたが**2021年に再度、上昇傾向（前年比20.6%増）**。
- ◆ 税関取締りは、**過去10年間、小口化が進みロット数は増加傾向**（「藍網行動」（郵便ルート）も実施）。

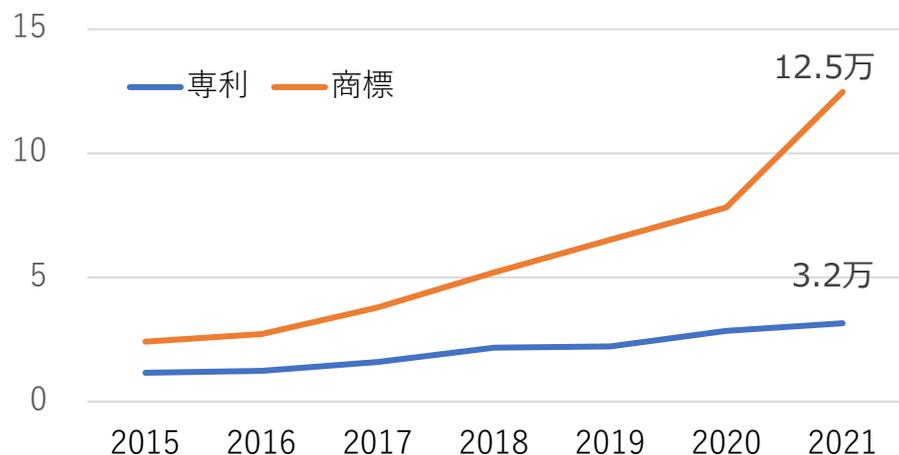


※ロット数（インボイス単位）

知的財産関連訴訟の動向

- ◆ 全人民法院が新規受理した知財案件64万件、結審60万件となり滞貨4万件に拡大し、**迅速化は道半ば**。
- ◆ 民事第一審受理案件の大半を著作権関連案件が占めるが、**商標・専利関連案件も持続的に増加している**。特に**民事商標（一審）12.5万件（前年比60%増）**と急増。**不正競争案件も前年比78%増**となる。

(万件) 民事第一審受理案件の推移 (専利・商標)



【2021年における民事第一審新規受理案件の内訳】

- ・著作権 360,489件
- ・不正競争 **8,419件**
- ・商標 **124,716件**
- ・技術契約 4,015件
- ・専利 31,618件
- ・その他 21,006件

(出所) 最高人民法院「2021年中国法院知的財産権司法保護状況」

全国の人民法院の各種知的財産関連事件

		一審		二審		最高人民法院	
		受理	結審	受理	結審	受理	結審
民事	件数	550,263	515,861	49,084	45,468	4,243	3,557
	前年比	24.1%増	16.5%増	14.2%増	4.5%増	22.3%増	9.1%増
行政	件数	20,563	19,342	8,215	7,418	2,852	2,487
	前年比	11.4%増	7.8%増	34.9%増	20.0%増	49.4%増	43.3%増
刑事	件数	6,276	6,046	1,050	997		
	前年比	13.2%増	9.5%増	20.8%増	16.7%増		

(出所) 最高人民法院「2021年中国法院知的財産権司法保護状況」

最高人民法院知識産権法廷の受理・結審件数

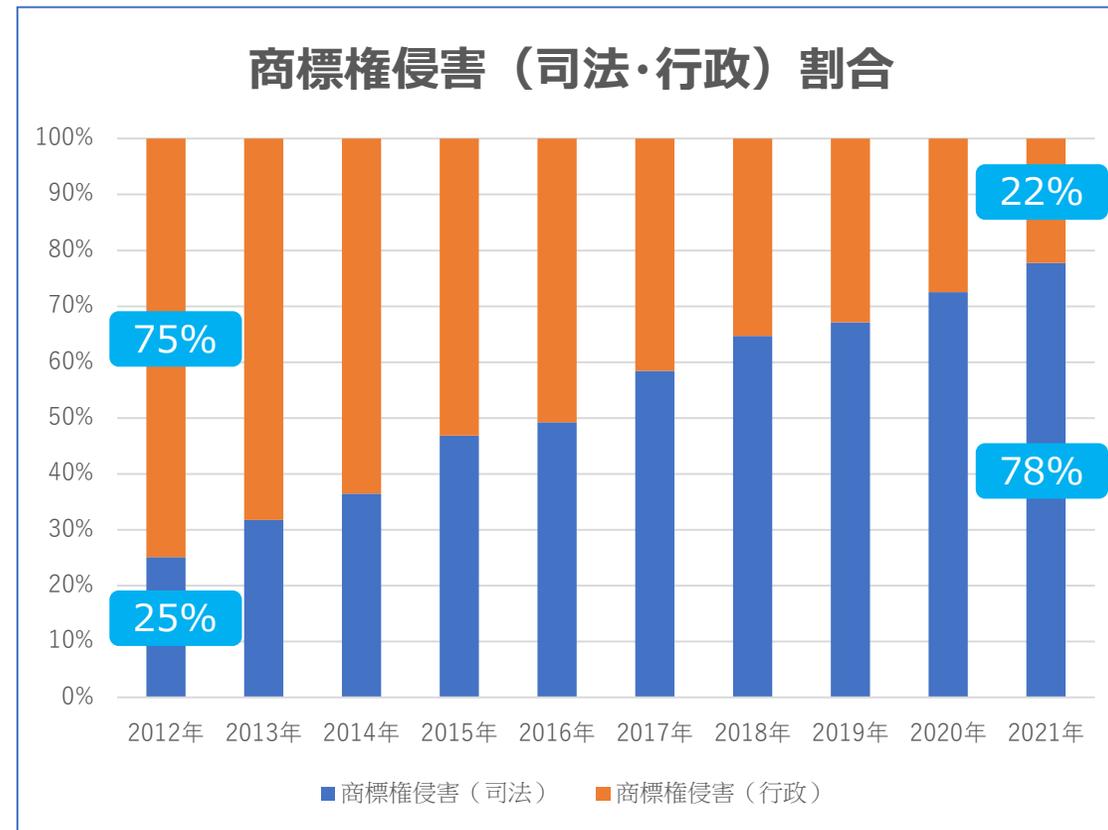
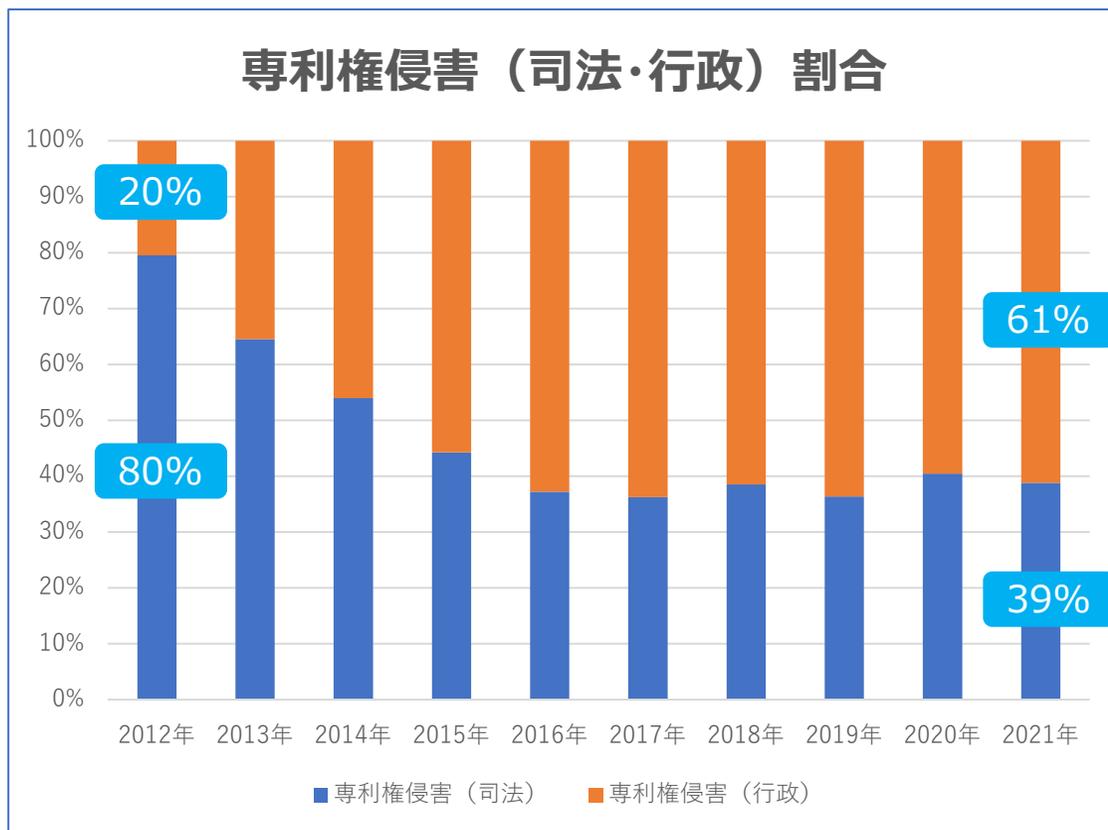
		受理	結審
		民事二審	2,569件
	前年比	31.8%増	16.1%増
行政二審	件数	1,290件	971件
	前年比	92.5%増	96.6%増

※新規受理した外国、台湾、香港、マカオに関する事件は前年比16.2%増の437件で、全体の10.1%を占める（内訳は民事二審事件が176件、行政事件が261件）。

(出所) 最高人民法院知識産権法廷 2021年 年次報告

知的財産関連訴訟と行政取締の割合

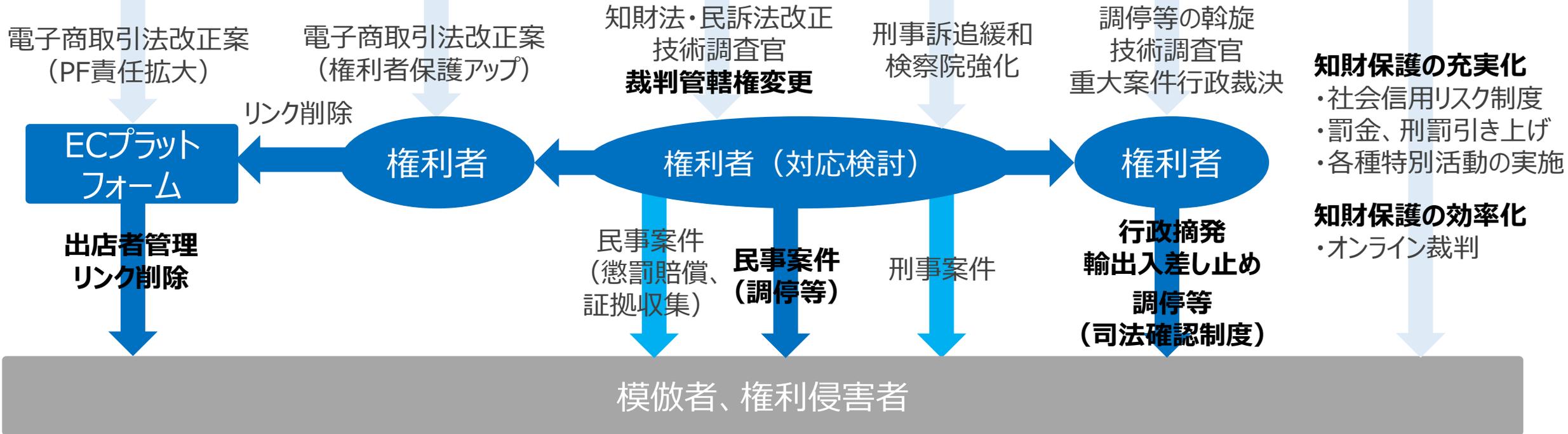
- ◆ 専利権侵害は**行政取締を選択する傾向**にある一方、商標権侵害は**司法解決を選択する傾向**にある。
- ◆ 商標権侵害の司法解決の背景には、**模倣品の巧妙化、懲罰的賠償制度導入等の知財保護充実化**などが考えられる。今後、このような流れが専利分野にも及ぶと同様の傾向になりえる可能性がある。



(出所) 国家知識産権局「知的財産権保護状況」を基にジェトロ作成

侵害対応に対する中国の取り組み（紛争解決多元化の全体像）

関係機関（①CNIPA、②国家市場監督管理総局（SAMR）、③海関、④公安、⑤検察院、⑥法院）



(凡例)

政府等対応

権利者対応

多元化対応

関係機関
取り組み

- ①、②、⑥については別スライドにおいて説明。
- ③商標等をAI識別できる次世代検査管理端末の開発と応用に取り組み、「インテリジェント税関」を構築。
- ④「崑崙2021」により、ライブコマース、オンライン店舗、WeChatアカウント、ショートビデオ等の模倣品販売ルートを取締り。
- ⑤最高検察院は知財専門案件を専門部署で対応するために、**知的財産権検察弁公室を設立**（2020年11月）。

関係機関の取り組み（①CNIPA）

- 2022年行政保護作業計画で、**専利侵害行政裁決**の強化を公表。
- 「技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）」（2021年5月公表）により、**複雑な技術案件へのサポート体制を整備**。
- 「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」（2021年6月施行）により、**省レベルの行政区域を跨ぐ重大な事件等を統一的に処理**。管轄地の管理部門が発行した重大な事案（3条）に該当する証明資料を提出する必要あり。
- 2021年11月、CNIPAは同じ特許権に基づいた請求（2件）を合併審理することを決定し、技術調査官を選定し合議体により裁決すると発表。

知的財産権紛争行政調停調書の司法確認制度

- 行政機関がリードし司法機関と連携し、調停合意達成後、迅速に司法確認を経て執行力を獲得。
- メリットは迅速性及び調停の執行性を確実にできる点、デメリットは十分な議論できない場合、不十分な調停条件となり得る点。
- 適用に向けた案件は、**紛争の早期解決、コスト削減、無効審判リスクの低減、賠償金の要求がある場合**、本制度の利用が検討可能。
- 利用ルートは、行政機関に行政裁定及び調停を要請する場合、又は、法院提訴時に行政機関に案件移送し調停の検討を求められる場合。

○知財権行政執行指導案件 （2022年4月）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=133678

- 意匠権侵害に対して上海知財局が行政調停をまとめ、上海知財法院が司法確認。
- 勿論、調停により権利侵害行為の停止、賠償金支払いなどの合意で終了してもよい。より執行力を得たいかがキー。

関係機関の取り組み（②SAMR）

- 民生分野に於いて重点的に**鉄拳行動**を実施、**地域間協カメカニズム**（例：北京-天津-河北省）を締結等を推進。
- 2021年6月から**ECプラットフォーム知財保護管理に係る国家標準（GB/T39550-2020）**を実施。販売業者の知財管理方法等について言及。
- 毎年、中国EC知的財産権発展研究報告をまとめ、アリババ、テンセント等の**大手ECプラットフォームの知財保護状況を管理**。（なお米通商代表部は AliExpressとテンセントを「商標権侵害を助長している」と警告しており、対応が求められている。）
- 全国信用情報共有プラットフォームを通じて、信用喪失ブラックリストを提供し、「**信用中国**」HPで公開。懲戒措置も実施し、再犯防止につなげる。（参考）信用中国 <https://www.creditchina.gov.cn/>
- **電子商取引法を改定作業中**であり、権利者保護に向けた制度改善を進める。

電子商取引法（意見募集稿）（2021年8月31日公表）

- プラットフォーム内経営者が虚偽の侵害行為不存証明を提出した場合の**賠償責任の加重**や、情状が特に深刻な場合の**制裁規定**（プラットフォーム経営者の経営活動の制限又は許可証の取消）が追加され、**知財保護が強化**。
- 侵害行為不存証明後の権利者による不服申し立て待機期間を**15から20営業日に変更**し、権利者保護が向上。
- 一方、プラットフォーム内経営者が**担保提供の場合は是正措置は一時中止可能**である点で、被疑侵害者による侵害行為が助長される可能性がある。

関係機関の取り組み（⑥最高人民法院）（1）

- **主観的悪意の有無、立証妨害行為の有無、侵害行為の持続期間、規模等の要素を満たす場合、懲罰的賠償を請求。**
（損害賠償額の一部が確定できれば、それに対して懲罰的賠償を適用するケースも）
- 2021年人民法院は**895件の知財訴訟に対して懲罰的損害賠償を認定**、まだ改正専利法の元での適用例はない。

知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈（2021年3月3日施行）

- 故意は、商標法、不正競争防止法に規定する悪意を含む。
- 故意の認定には、**客体の類型、権利状態、関連製品の知名度、被告と原告の利害関係等を考慮。**
- 初歩的に故意認定できる事由は、①警告を受けたが権利侵害行為を継続、②被告等が原告等の法定代表者、管理者等、③被告が原告等と労働等の関係を有しかつ侵害された知財権に抵触したことがある、④被告が登録商標詐称行為など。
- 情状が深刻の認定には、**権利侵害の手段、回数、行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、侵害行為等を考慮。**
- 情状が深刻と認定できる事由は、①行政処罰又は判決後に同一又は類似の権利侵害行為を再び実施、②侵害を業としている、③証拠を偽造、毀損又は隠蔽、④保全裁定の履行を拒否、⑤侵害獲得利益又は権利者の損害が大きいなど。
- 懲罰賠償の倍数の確定には、**被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さなどを考慮。**
- 人民法院は被告が有する帳簿、資料の提出を命じ、拒否又は虚偽の帳簿等を提出した場合、原告の主張及び証拠を参考に懲罰的賠償額の算定基数を確定。

■ （例1）商標侵害事件（Wyeth（惠氏）事案）
懲罰的賠償の**上限倍数の3倍**を適用した事件

■ （例2）技術秘密侵害事件（カーボポール事案）
懲罰的賠償の**上限倍数の5倍**を適用した事件

関係機関の取り組み（⑥最高人民法院）（2）

- 2022年4月21日、管轄権に関する2つの文書を公表し、**中国における知的財産権に係る民事及び行政案件の第一審の管轄基準を統一的に定めた**。共に2022年5月1日施行。明らかに**案件処理分散化**が目的。
- 都市部の基層法院は権利関係が容易な案件の場合には対処可能と言われるが、**地方の基層法院は比較的複雑な案件への対応能力は未知数**であり、今後留意すべき。

第一審知的財産権に係る民事及び行政案件の管轄に関する若干規定
最高人民法院による基層人民法院が管轄する第一審知的財産権に係る民事及び行政案件の基準に関する通知

(1) 技術案件（※）の民事及び行政案件

- 知的財産法院（北京、上海、広州、海南自由貿易港）
- 省、自治区及び直轄市の政府機関の所在地にある中級人民法院
- 最高人民法院が定めた中級人民法院

(2) 意匠案件、馳名商標案件の民事及び行政案件

- 知的財産法院（北京、上海、広州、海南自由貿易港）
- 中級人民法院
- **最高人民法院の承認を得て基層人民法院が管轄可能**（但し意匠案件の行政案件は除く）

(3) 最高人民法院が定めた訴訟請求額以上、又は国務院部門、県以上の地方政府又は税関の行政行為に係る案件

- 中級人民法院

(4) 上記（1）～（3）以外の民事及び行政案件

- **最高人民法院が定めた基層人民法院**

記者会見における法院担当者コメント

技術案件は、主に**技術契約**などの案件が基層人民法院が担当可能とする。

意匠案件や馳名商標案件は、**件数が多い地域では将来的には基層人民法院の管轄下**とする。

※技術案件の内容

発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属や侵害紛争、及び独占紛争が該当。

知財紛争への対応方法

状況

- 知財保護の観点から、知財紛争の解決手段の各選択肢の充実化が図られており、**外国と内国との同等保護に繰り返し言及**（例：CNIPAは過去3年において外国企業関連知財紛争1.3万件を摘発と発表（2022年3月））。
- ただ各選択肢の解決主体は、①ECプラットフォーム（例：アリババ、テンセント）、②地方行政機関（例：市場監督管理局、知財局）、③法院（例：4の知財法院、27の知財法廷）と多様であり、**各主体によって地方保護主義の度合い、スピード感、積極性、知財知識・経験などの観点から事情が異なる**。
- 日系企業としては、目的に応じて案件の重大性、コスト、経緯などを考慮しながら、**個社対応レベル、企業グループ対応レベル、関係機関建議レベルにより、問題解決のための最適な選択肢を専門家と共に検討**することが求められる。

訴訟を仕掛ける

- 外国訴訟件数は増え続けており、その殆どは原告案件（例：最高人民法院知財法廷報告（2022年2月）によれば国外等関連事件の受理件数は前年同期比16.2%増）であり、**勝訴率は半分を超える模様**。
- 証拠収集の困難性は依然あるものの、**権利侵害認定時よりは賠償額認定時においては、初歩的立証の難易度は比較的低い状況**にあり、証拠保全措置、文書提出命令を申請し、場合によっては証拠妨害排除規則の適用も検討。

訴訟を仕掛けられる

- 権利意識の向上、賠償額の上昇、技術力アップに伴い、**日系企業が紛争に巻き込まれる可能性は高まっている**。
- ①クリアランスによる知財侵害リスクの低減、②早めの権利取得と営業秘密管理（例：先使用の証拠保全）、③同業他社ウォッチング（例：情報提供など）、④専門家・事務所探し（訴訟や行政当局の現地調査の場合は時間がない）。

(参考) 中国模倣対策マニュアル、啓発用チラシ

マニュアル要約



<内容>

- ・行政、司法、刑事、その他（私的救済）の概要と具体的対応方法
- ・ECプラットフォームにおける模倣品対策の概要とリンク削除申請方法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_summary_202103.pdf

- ・マニュアル本体については以下参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_202103_rev.pdf



中国における知的財産権保護に関する啓発用チラシ



<内容>

- ・中国知財保護の要点を5分野（商標出願編、越境EC編、営業秘密保護編、技術契約編、著作権編）に分けて網羅
- ・中国でビジネス活動を行う際、各分野における留意点について分かりやすく解説

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/notice/2021/d6f2692c82683463.html>

(左チラシは技術契約編)



(3) 課題別にみる政策動向

- ・出願の急増の弊害
- ・依然として多い知財侵害
- ・**新技術・ビジネスの急成長**
- ・活用されない大学・中小の知財
- ・中国企業の海外展開拡大

【課題】 新技術・ビジネスの急成長への対応

- ✓ デジタル化の進展と新興中国企業（プラットフォーマーなど）の急成長
- ✓ 新たな技術・ビジネスの創出



従来の法制度では十分な保護・活用が行えないとの認識

戦略性新興産業	具体的な技術内容	研究推進（十四五）
次世代情報技術	AI、ネットワーク・インフラ、端末、集積回路、IoT、クラウド、ソフトウェア等	脳型知能、量子情報、未来ネットワーク
デジタル・クリエイティブ	VR、CG、裸眼3D、文化遺産デジタル化、デジタル創作等	
ハイテク機器製造	航空機、宇宙/衛星（北斗）、軌道交通、海洋資源、スマート製造等	深海・空域開発
バイオ	バイオ医薬、漢方、医療機器・材料、育種・農業、海洋バイオ等	遺伝子
省エネ・環境保護	省エネ機器・リサイクル・クリーン石炭利用、海水利用等	
新エネルギー	原子力、太陽熱、太陽光、風力、スマートグリッド、バイオマス等	
新エネルギー車	二次電池、モーター、制御、ハイブリッド、純EV、燃料電池等	
新素材	希土類、膜、特殊ガラス、ファインセラミックス、半導体、合金、エンプラ、炭素繊維、アラミド繊維、ナノ、超電導、スマート材料開発等	

（出所）JETRO香港 中国の「戦略性新興産業」に対応する技術の詳細が明らかに https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/rphk_ip20210219.pdf

知財強国綱要における対応

① 社会主義の近代化に向けた知的財産権制度の構築

- ✓ ビッグデータ、人工知能（AI）、遺伝子工学など、新分野・新業態に関する知財立法を加速
- ✓ インターネット分野の知財権保護制度の整備を模索
- ✓ データに関する知財権保護規則の確立を検討
- ✓ オープンソースの知財権と法律体系を整備
- ✓ アルゴリズム、ビジネス方法、AI による産出物の知財権保護規則の整備を検討

データの知財保護

- 「知財十四五」で特に強調
- ・ 立法研究・法整備、国際ルール制定
 - ・ 個人情報やデータセキュリティを保護した上での保護・活用促進
 - ✓ 最高人民法院の研究報告でも早急な規範的文書の策定に言及
 - ✓ CNIPAのデータ知財保護の試行（2022年5月 浙江・上海・深圳）

オープンソースの知財制度整備

- 「十四五」では、デジタル技術のオープンソースコミュニティの発展支援やソースコード及びハードウェア設計等のオープン化奨励とともに言及
- 中国信息通信研究院（工信部傘下）でOSSライセンスなどの検討が進む

アルゴリズム等

- ・ 2020年専利審査指南改正（CNIPA）
- ・ AI創出知財の扱い

「AI安全と法治導則（2019）」（注）
AIが弱い時代にはAIは独立な法律主体資格を有せず、ツールに過ぎない。その法律主体としての責任は設計者、生産者、運営者、使用者などが負うべき

（注）2019世界AI大会法治論壇と2019世界AI安全
ハイレベル対話が連名で公表したもの

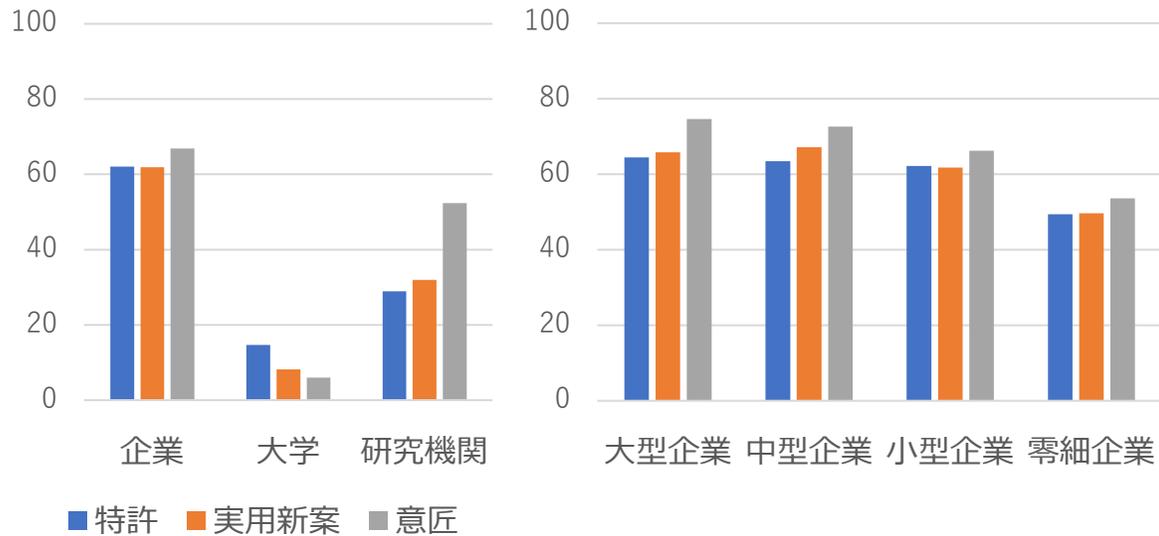
(3) 課題別にみる政策動向

- ・出願の急増の弊害
- ・依然として多い知財侵害
- ・新技術・ビジネスの急成長
- ・**活用されない大学・中小の知財**
- ・中国企業の海外展開拡大

【課題】 活用されない大学・中小の知財

- ✓ 中国では大学の権利 = 国有資産であり 使い勝手が悪い
- ✓ 中小企業の知財活用も進まない

権利者属性/規模別・専利権別の実施率 (%)



実施：専利法第11条に基づき、特許製品の製造、使用、販売、輸入、ライセンス、特許の株式への評価、他者への譲渡などを含む

企業規模：業種により定義が異なり、例えば工業では、中型：従業員300～1000人 or 営業収入2000万～4億元、小型：同20～299人 or 300～2000万元、零細：それ以下

(出所) 2020年中国専利調査報告 (2021年4月、CNIPA)

順位 2021	大学名	国籍 (地域)	PCT数 2020	PCT数 2021
1位	カリフォルニア大学群	米国	559件	551件
2位	浙江大学	中国 (浙江省杭州市)	209件	306件
3位	MIT	米国	269件	227件
4位	清華大学	中国 (北京市)	231件	201件
5位	スタンフォード大学	米国	154件	194件
6位	テキサス大学群	米国	184件	177件
7位	華南理工大学	中国 (広東省広州市)	157件	169件
8位	シンガポール国立大学	シンガポール	96件	163件
9位	蘇州大学	中国 (江蘇省蘇州市)	46件	153件
10位	東京大学	日本	149件	150件
11位	大連理工大学	中国 (遼寧省大連市)	159件	146件
12位	深圳大学	中国 (広東省深圳市)	252件	142件
13位	青島理工大学	中国 (山東省青島市)	69件	139件
18位	江南大学	中国 (江蘇省無錫市)	131件	121件
23位	山東大学	中国 (山東省済南市)	80件	105件
26位	武夷学院	中国 (福建省武夷山市)	65件	102件
27位	北京大学	中国 (北京市)	90件	95件
29位	江蘇大学	中国 (江蘇省鎮江市)	59件	92件
30位	山東科技大学	中国 (山東省青島市)	111件	91件
32位	上海交通大学	中国 (上海市)	18件	87件
33位	華中科技大学	中国 (湖北省武漢市)	40件	87件
44位	東北大学 (中国)	中国 (遼寧省瀋陽市)	132件	72件
47位	中山大学	中国 (広東省広州市)	33件	63件
49位	中国鋳業大学	中国 (江蘇省徐州市)	148件	63件

- 知財金融（担保融資・保険、証券化、価値評価）
- 専利開放許諾制度（中国版ライセンス・オブ・ライト）導入
- 大学知財活用
- 専利導航（中国版IPランドスケープ）
- 知財活用のDX化（ビッグデータセンターの整備、知財データ標準化など）
- 知財マネジメント
 - 中国提案ISO56005（2020年11月）→国家標準化、企業知財管理規範（国家標準,2013年→改正作業中）
 - 企業知財保護指南（CNIPA,2022年4月）、企業知財管理規範（北京市地方標準,2021年7月）
 - 企業知財コンプラ標準手引（CAICT,上海市浦東新区人民検察院,2021年12月）、
 - 企業知財国際コンプラ管理規範（広東省地方標準,2022年4月）など
- 上場ルールにおける知財開示（知財情報の開示関連規定の厳格実施など）

知財×金融 知財担保融資・保険

- ✓ 価値評価の専門機関や保険会社を取り込みリスクを分散
- ✓ COVID-19関連での企業支援にも活用
- ✓ 質権登記や情報のオンライン化などが進む

2021年11月質権登記弁法改正、「信用中国」内の知財質権プラットフォーム

- ✓ 地方政府（浙江、広東、山東等）主導、銀行・保険は消極的との声も

知財担保融資の実績（億元）



(出所) 国家知識産権局

広東省の例

- ✓ 「政府（リスク補償基金）、銀行、保険会社、評価会社」でリスクを配分
(例) 広東省中山市

2021年 44 : 36 : 16 : 4

- ✓ 利子補給なども実施

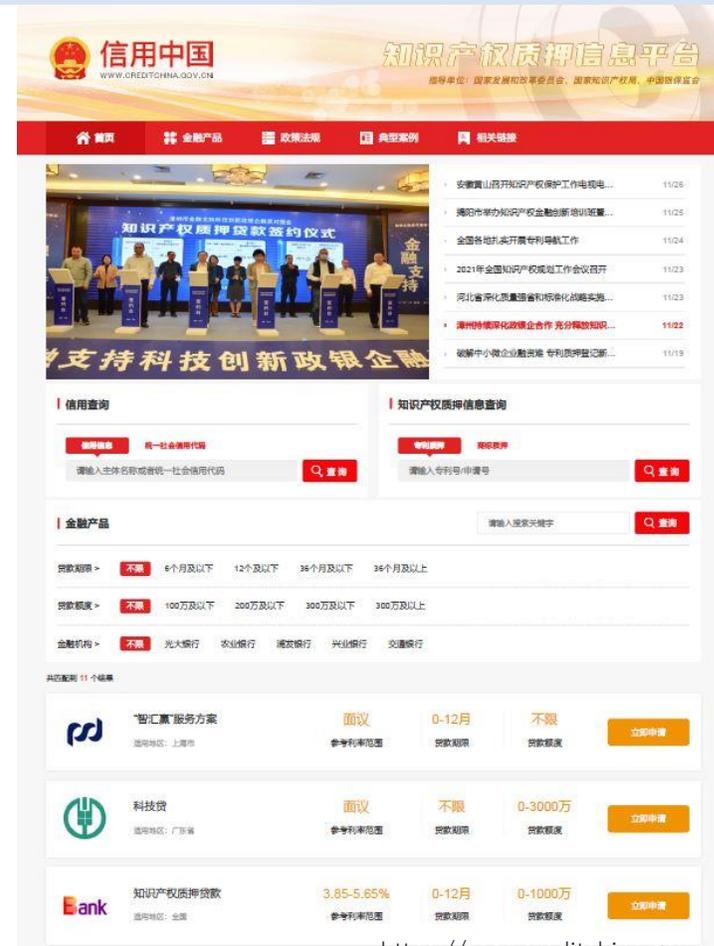
浙江省の例

- ✓ データ資産に対する初の担保融資
(2021年9月)

(出所) ジェトロ調べ

知財強国綱要の記載

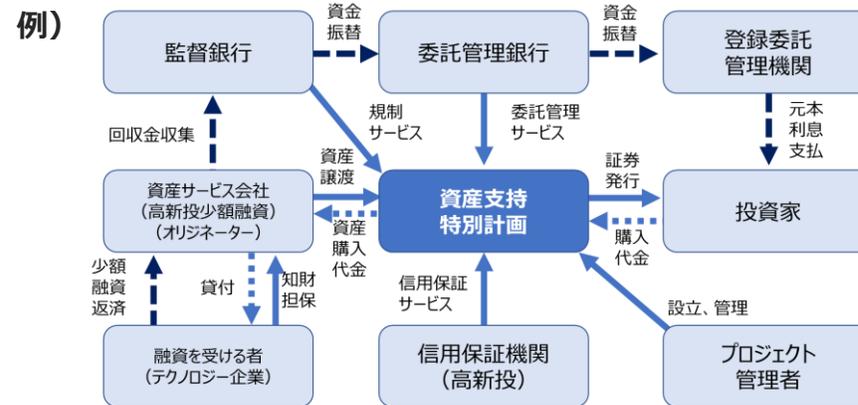
- ✓ 「**穏当に**着実に（**稳妥**）」（強国綱要）
- ✓ 知財証券化の記載なし
- **知財価値評価**を中心としたリスク管理の強化へ



<https://zscq.creditchina.gov.cn/>

知財×金融 知財証券化

- ✓ 複数企業の知財権（ライセンス権・融資債権等）に基づくキャッシュフローを基礎資産として証券を発行
- ✓ 米国・日本等の経験を研究
- ✓ **広東省**で盛ん、自由貿易試験区（海南・雄安新区等）に展開
- ✓ 最近の政策文書には明記されないこともある（強国綱要）



設立年月	市場	プロジェクト名	権利	発行額
2018年12月	上	奇芸世紀知財権サプライチェーン金融ABS	著作権	4.7億元
2018年12月	深	第一創業-文科租賃1期ABS	商標権等	7.33億元
2019年9月	深	興業円融-広州開発区専利許可ABS	専利権	3.01億元
2019年11月	深	平安証券-高新投知財権1-10号ABS (その後、深圳の福田区・宝安区・龍崗区それぞれと平安証券・高新投のABSも発行)	専利権	1期1.24億元
2019年12月	上	浦東科創1-2期知財権ABS	専利権	1期1.05億元
2020年3月	深	南山区-中山証券-高新投知財権1-3期ABS(防疫,5G)	専利権	9.75億元
2020年7月	深	坪山区-南方中心-長江1-10期知財権ABS(生物医薬)	専利権	1期1億元
2020年8月	深	中信証券-広州開発区新一代情報技術専利許可ABS	専利権	2.31億元
2020年8月	深	粵開-広州開発区金控-生物医薬専利許可1-5期ABS	専利権	1期2.03億元
2020年10月	深	興業円融-佛山耀達専利許可1-5期ABS	専利権	1期3.8億元
2020年12月	上	蘇州工業園区第1-10期知財ABS (生物・医療機器)	専利権	1期0.45億元

設立年月	市場	プロジェクト名	権利	発行額
2021年1月	深	業達智融-烟台開発区知財(人力資本)ABS	専利権	3億元
2021年3月	深	東莞控股关于全资子公司儲架模式發行知財ABS	不明	不明
2021年3月	深	工銀科創-深圳担保集团-深圳科技創新企業知財1-5期ABS	専利権	1期1.51億元
2021年5月	上	蘇州高新区第1-5号知財ABS (医療機器)	専利権	1期3億元
2021年5月	-	首創-湖北租賃湖北省無形資産1-N期ABS	不明	不明
2021年6月	深	中技所-中関村担保-長江1-10期知財ABS	専利権	10億元
2021年9月	深	龍華区-万和証券-高新投知財1-5号ABS (デジタル経済) (その後、光明区と万和証券・高新投のABSも発行)	専利権	2.02億元
2021年10月	深	華泰-江北揚子1期知財ABS (南京)	専利権	1期1億元
2021年11月	深	合肥興泰-国元証券-科技創新企業知財第1-5期ABS	専利権	1期1.5億元
2021年11月	深	西麗湖国際科教城-高新投知財ABS	専利権等	0.2億元
2021年11月	深	長城嘉信-国君-広州開発区科学城知財商標許可ABS	商標権	2.89億元

ABS : 資産担保証券 (Asset Backed Security) 上記ABSの箇所には「資産支持専項計画」が入る

専利開放許諾制度（中国版ライセンス・オブ・ライト）の導入

改正専利法（2021年6月施行）

第50条

専利権者が専利権の**実施を許諾する意志を表明**し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門がそれを**公告し、開放許諾**とする制度を新設（実用新案、意匠について開放許諾声明を行う場合、評価報告書の提供を義務化）

第51条

開放許諾の「実施」期間中は、専利権者は専利維持費の**減免**を行うことを規定

第52条

開放許諾に係る紛争は当事者間の協議を優先し、困難な場合、国務院専利行政部門の調停の他、人民法院にも提訴できることを規定

専利開放許諾パイロットプロジェクト作業方案（2022年5月11日）

- ✓ 実施細則等は依然改訂中であり、現在は暫定措置として無審査で登録受付のみ
- ✓ 一部地域（最初は北京、上海、山東、江蘇、浙江、広東、湖北、陝西）で試行開始（全面実施（**2022年11月**予定）まで）
- ✓ 目標：2022年末までに、100以上の大学、研究機関、国営企業が試行に参加、1000以上のライセンス成約
- ✓ 試行内容
 - ・フォーマットの明確化（**申請書、開放許諾声明、契約ひな形が添付**）
 - ・特許権の有効性、独占ライセンスや質権設定の有無の審査
 - ・ライセンス情報の公開（特許番号、権利者名、発明の名称、ライセンス料と支払い方式、ライセンス期限、権利者の連絡先など）をウェブ公開
 - ・ニーズ・シーズマッチング
 - ・ライセンス料や支払い方式の指導（**ライセンス料DBの同業種平均額・率等を利用、「一対多」を考慮した低廉なライセンス料基準、段階的な無料ライセンスの奨励や先実施後払い式の探索、等**）
 - ・取引保障（権利者は公開条件でのライセンス申請を拒絶不可、等）
 - ・補助金等による奨励
 - ・紛争調停の実施

大学知財活用

- ✓ 大学研究者への持ち分付与
- ✓ 大学知財の中小企業による活用促進（地方政府補助金）
- ✓ 産学連携の知財契約モデル

2021年10月 産学研協力における知的財産関連条項手引き（試行）

CNIPA、教育部、科技部

大学の技術移転・活用が進まない原因：

- ① 産学連携における知財関連契約の多くが単純なもので（譲渡・ライセンス・職務発明・営業秘密等について）厳密に規定されておらず潜在リスクの想定が不足
- ② 産学連携の交渉において知財関連の権利・義務を軽視し、産学連携取引に関する知識が不十分で、契約締結前に知財権の帰属など重要な内容を議論していない
- ③ 多くの大学において知財技術移転の専門人材・経験・能力が不足

共通条項：定義すべき用語、守秘義務契約の内容等

個別条項：技術的成果に関する知財権（フォアグラウンド IP）の帰属に着目

①大学・研究機関に帰属させる場合

共通事項：バックグラウンド IPの帰属・使用、非侵害保証、学術発表に関する条項等

- ①-1：大学等が企業にライセンスせず、企業がライセンス・譲渡について交渉する権利を有する場合
- ①-2：大学等が企業に通常実施権を設定し、企業は専用実施権・独占的通常実施権設定や譲渡を交渉する権利を有する場合
- ①-3：大学等が企業に専用実施権・独占的通常実施権を設定する場合

②企業に帰属させる場合

共通事項に加え、学術発表に関する条項を詳細に記載

- ②-1：大学等による技術的成果の学術発表を認める場合
- ②-2：企業の同意なしに大学等による技術的成果の学術発表を不可とする場合

③双方で全て共有、又は一部を共有し一部を各自に帰属させる場合

共通事項に加え、共有に係る知財権のライセンス・譲渡・放棄等における当事者間の同意や優先交渉権、同意を求める場合の手續などを定める条項等

- ③-1：双方当事者がフォアグラウンド IP の全ての知財権を共有する場合
- ③-2：各当事者にフォアグラウンド IP の一部を所有させる場合

その他、「海外関連の知財権譲渡・ライセンス」について、外国企業等が対象となる場合には、準拠法、税、契約言語の有効性、秘密保持などへの留意、技術輸出入に関する関連規定を記載

（参考）日中オープン・イノベーション知財マニュアル

2022年4月

「日中オープン・イノベーション知財マニュアル ～特許庁モデル契約書 日中クロスボーダー版～」(ジェトロ香港)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/manual.html>

- ✓ オープン・イノベーション（中国語で「開放創新」）は、異なる技術やアイデア、リソース、ネットワークなどを組み合わせて新たな価値を創出する取り組みであり、グローバル・オープンイノベーションにはより大きな可能性がある。
- ✓ しかし、異なる法律やビジネス環境を有する国・地域との間の協業では、イノベーションの核心である知的財産の取り扱いを中心として、さまざまなリスクや留意点がある。
- ✓ そこで、特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープン・イノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0」をベースに、日本企業が中国において現地企業などと提携してイノベーションを創造する際の知的財産に関する契約上のポイントをまとめた。
- ✓ 具体的には、（1）スタートアップが日本企業、事業会社が中国企業、（2）事業会社が日本企業、スタートアップが中国企業、である2つの場合を想定し、秘密保持契約、技術検証（PoC）契約、共同研究開発契約、ライセンス契約／利用契約の留意点を紹介するとともに、日中クロスボーダー版モデル契約書とタームシートを作成した。
- ✓ 例えば、共同研究開発成果の権利帰属や改良発明の扱い、技術保証・特許保証、不争条項の有効性などについて、技術輸出入管理条例など中国特有の法規制を踏まえ契約で明記すべき点や関連条文を紹介した。また、クロスボーダー契約であることを念頭に、紛争解決条項として裁判や調停以外に香港など第三国・地域における国際仲裁を選択することで、執行性を確保するオプションを示した。

専利ナビゲーション（専利導航）

- ✓ 2013年頃から提唱、企業経営を念頭に置いた、「IPランドスケープ」に近い概念
- ✓ 国家標準でガイドラインを整備、地方知財局を中心に様々な分野で実施

2020年11月 国家標準「専利導航指南」公布

特許情報をR&Dだけでなく企業経営（投資対象の評価や上場準備、共同開発等）や人材管理、地域・産業計画に応用

2021年7月 専利導航業務強化の通知

コア技術や産業とのマッチング・プロジェクト実施、サービス拠点構築、国家標準の実施推進、人材育成等

2022年5月 専利導航工程支援サービス機構構築業務展開の通知

「国家級専利導航工程支援サービス機構」を選定、専利導航業務指導センター等による育成・指導

地方知財局等作成の専利導航レポートのテーマ（一部）

広東	中薬産業	山東	新材料
	スマート製造産業		非鉄金属（有色金属）
	炊飯器		石油
	電気ケトル		電子情報産業
	スマートホーム		電子情報産業
	5G+4K/8K	湖北	TOF 3Dイメージセンサ
	健康医療産業		Nano rod LEDディスプレイ
	ナノテクノロジー		3Dコンフォーカル光学系センサ
	細胞免疫治療産業		スマートカー
	集積回路	四川	5G
水素エネルギー	食品・飲料		
隔離医療機器装置	福建	人工知能	
マスク		ICV	
赤外線体温測定装置		MicroLED	
半導体及び集積回路		コロナ防疫関連	
産業ロボット、鉄道交通装置などのハイエンド装置	江蘇	人工知能（スマート運転）	
現代農業、種業		金属材料	
デジタル経済産業（次世代）情報技術	浙江	竹繊維	
バイオ医薬	陝西	デジタル経済産業	
省エネ・エコ		バイオテクノロジー	
新エネルギー	中央	新材料	
新エネルギー自動車	重慶	生物育種産業	
海洋経済	河南	人工知能	
新材料（希土類新材料）	広西	電子化学	
			木工機械

（出所）各地方政府ウェブサイトよりジェトロ作成 ※各省の分類には、省単位だけでなく市や区が作成したものも含まれる

(参考) 中国の主要CASE関連企業の動向 調査報告書

2022年5月

「中国における主要な CASE 関連企業の特許出願動向」調査報告書 (ジェトロ香港)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202203.pdf

CASE関連の中国企業として、以下の110社を選定し、企業ごとの企業概要と特許動向を紹介

完成車メーカー：14社	画像・音声認識：4社
EV新興メーカー：12社	自動運転ソリューション：25社
バス・トラックメーカー：10社	LiDAR：3社
大手IT：4社	自動運転用チップ：2社
プラットフォーム・ライドシェア・物流・マップ：10社	電池：11社
V2X・IoV・スマートコックピット：15社	

企業概要	特許分析
✓ 創業年	✓ 発明特許・実用新案出願動向（出願年別・累計） ※CASE／非CASEで分類
✓ 創業者／主な経営者	✓ 海外パテントファミリーの有無割合
✓ 本社所在地	✓ 権利ステイタス
✓ 上場関連情報	✓ 分野別CASE関連発明特許出願動向（出願年別・累計） ※分野：NEV、自動運転、MaaS
✓ 売上高・研究開発費	✓ 主な子会社・合併企業、主な共同出願相手
✓ 主な子会社・合併会社・間接持株会社	✓ 重要度の高いCASE関連出願 など
✓ 近年の資金調達履歴（スタートアップ関連）	
✓ 近年の事業提携動向（CASE関連） など	

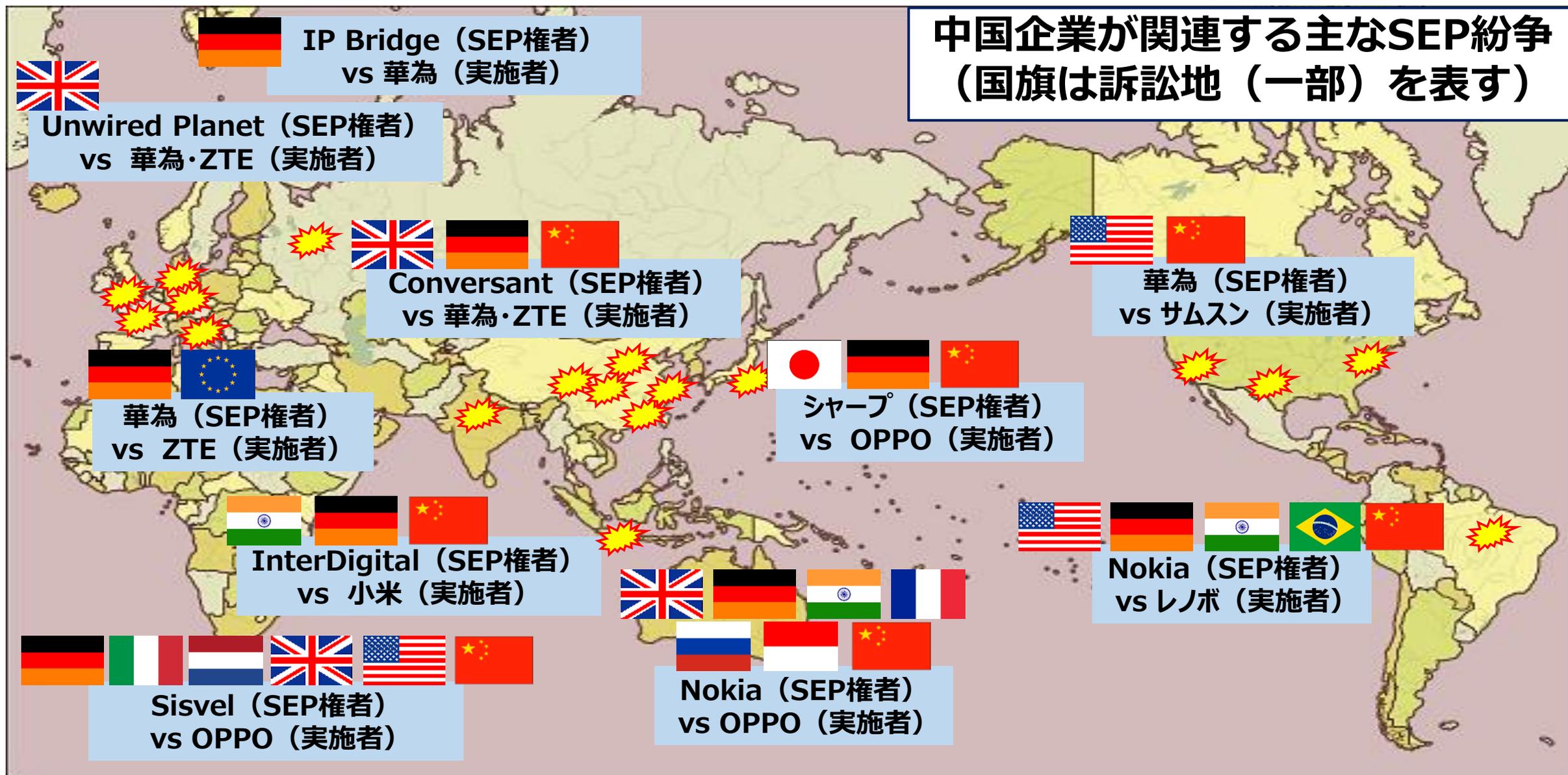
(3) 課題別にみる政策動向

- ・出願の急増の弊害
- ・依然として多い知財侵害
- ・新技術・ビジネスの急成長
- ・活用されない大学・中小の知財
- ・**中国企業の海外展開拡大**

【課題】海外展開の拡大

順位 2021	企業名	国籍（地域）	主な商品	PCT件数 2020	PCT件数 2021
1位	華為技術/Huawei	中国（広東省深圳市）	通信機器・ソフトウェア	5464件	6952件
2位	クアルコム	米国	通信・半導体	2173件	3931件
3位	サムスン電子	韓国	家電・通信機器・半導体	3093件	3041件
4位	LG電子	韓国	家電・通信機器	2759件	2885件
5位	三菱電機	日本	総合電機	2810件	2673件
6位	欧珀移動/OPPO	中国（広東省東莞市）	通信機器	1801件	2208件
7位	京東方/BOE	中国（北京市）	ディスプレイ	1892件	1980件
8位	エリクソン	スウェーデン	通信	1989件	1877件
9位	ソニー	日本	総合電機	1793件	1789件
10位	パナソニック	日本	総合電機	1611件	1741件
11位	平安科技/PINGAN	中国（広東省深圳市）	インターネット・サービス	1304件	1564件
13位	中興通迅/ZTE	中国（広東省深圳市）	通信機器	1316件	1493件
16位	維沃移動/VIVO	中国（広東省東莞市）	通信機器	955件	1336件
20位	大疆創新/DJI	中国（広東省深圳市）	ドローン・ジンバル	1073件	1042件
29位	瑞声声学科技/AAC	中国（広東省深圳市）	音響機器	298件	679件
32位	武漢華星光電/CSOT	中国（湖北省武漢市）	ディスプレイ	872件	648件
33位	深圳華星光電/CSOT	中国（広東省深圳市）	ディスプレイ	872件	647件
42位	騰訊/Tencent	中国（広東省深圳市）	インターネット・サービス	470件	511件
46位	字節跳動/ByteDance	中国（北京市）	インターネット・サービス	719件	485件
48位	小米/Xiaomi	中国（北京市）	通信機器	457件	473件

【課題】グローバル紛争に直面



近年の代表的なSEP関連訴訟（中国・管轄権関連）

（出所） 法院発表、各社プレスリリース
及び各種報道からジェトロ作成

事件の性質	実施者	権利者	経緯	並行訴訟の経緯	備考
禁訴令	華為	Conversant	2018年1月【南京中級】非侵害確認/料率確認訴訟 2019年9月【南京中級】一部無効、一部侵害認定、控訴 2020年8月27日 華為は禁訴令申請 →【 最高法院 】 禁訴令 判決（独判決の執行申請禁止）	2018年4月【デュッセル地裁】侵害訴訟 2020年8月27日【デュッセル地裁】侵害認定	2020年 10大法院案件 10大知財案例 和解
禁訴令	ZTE	Conversant	2018年1月【深圳中級】中国での料率確認訴訟 2020年8月21日【最高法院】 管轄権異議却下 2020年8月28日 ZTEは禁訴令申請 →【深圳中級】 禁訴令 判決（独判決の執行申請禁止）	2017年7月【英国高裁】侵害訴訟 2018年4月【英国高裁】管轄権異議却下 2018年7月【英国高裁】 ASI 申請・翌月判決 2019年1月【英国控訴裁】管轄権異議却下 2020年8月26日【英国最高裁】同上※独訴訟は華為同様	2020年11月 訴訟取下げ、 和解
禁訴令 グローバル 料率管轄権	OPPO	シャープ	2020年3月【深圳中級】 グローバル料率確認訴訟&禁訴令申請 2020年10月【深圳中級】管轄権異議却下 & 禁訴令 判決(全世界) 2021年8月19日【 最高法院 】 管轄権異議却下 (グローバル料率管轄肯定)	2020年1・3月【東京地裁】侵害訴訟 2020年3月【ミュンヘン・マンハイム地裁】同 2020年4月【台湾】同 2020年10月【ミュンヘン】 AASI・AAAASI 判決	2020年 10大知財案例 2021年10月 和解
禁訴令	小米	InterDigital	2020年6月【武漢中級】 グローバル料率確認訴訟 2020年8月 小米は禁訴令申請 2020年12月【武漢中級】 禁訴令 判決 (全世界)	2020年7月【デリー高裁】侵害訴訟 ※ドイツもある 2020年9月 IDCはAASI申請 2020年10月【デリー高裁】 AASI 判決	2021年8月 和解
禁訴令 (却下)	レノボ	Nokia	2020年【深圳中級】中国料率確認訴訟 & 禁訴令申請 →【深圳中級】レノボの 禁訴令申請を却下	2019年9月【米ノースカロライナ州地裁】侵害訴訟 2020年7月【米ITC】差止め申請 2020年9月【ミュンヘン地裁】侵害認定 (他、ブラジル・インド)	2021年4月 和解
禁訴令	サムスン	Ericsson	2020年12月7日【武漢中級】 グローバル料率確認訴訟 2020年12月25日【武漢中級】 禁訴令 判決 (全世界)	2020年12月11日【テキサス東地裁】侵害訴訟 2020年12月25日 EricssonはAASI申請 2021年1月17日【テキサス東地裁】 AASI 判決	2021年5月 和解
外国管轄権	OPPO	Sisvel	2019年9、12月【広州知財】 料率確認、市場支配的地位濫用訴訟 2020年7月【広州知財】管轄権異議却下 2020年12月【 最高法院 】管轄権異議却下	2019年【英、蘭、伊】侵害訴訟	2020年 10大知財案例 2021年7月 和解 (調停)
グローバル 料率管轄権	OPPO	Nokia	2021年【重慶中級】 グローバル料率確認訴訟	英・独・仏・インド・インドネシア・ロシアなどで侵害 訴訟提起	
グローバル 料率	天玑移動 (Tinno/Wiko)	ZTE	2021年9月【深圳中級】 グローバル料率確認訴訟	※中国初の中国企業の権利者がグローバル料率判断を求めた案件。天玑は ODMメーカー。	
禁訴令 (米国)	サムスン	華為	2016年【深圳中級】侵害訴訟 ※クロスライセンスFRAND違反 2018年 侵害認定、控訴 2018年【広東高級】侵害認定	2016年【SF北部地裁】侵害訴訟 2018年4月、サムスンはASIを申請 → ASI 判決（深圳判決の執行禁止）	和解

知財強国綱要における対応

「知財のグローバルガバナンスへの参加の促進」を6大項目の一つに

【積極策】

- ✓ 知財及び関連の国際貿易・投資などの国際規則・標準の整備
- ✓ 多国間・二国間対外交渉の推進
- ✓ 知財に関わる**渉外リスク予防・抑制体系**の構築
- ✓ **知財権濫用行為を規制する法制度**および知財に関連する**独禁、不競法**などの分野の立法を充実化
- ✓ **国際知財訴訟の選択優先地**をつくり上げる
- ✓ **専利と国際標準**の制定との効果的な結合を推進

国家標準化発展綱要（2021年10月）

- ✓ **標準必須特許制度**を改善し、標準制定プロセスにおける知財保護を強化し、イノベーション成果の産業応用を促進

全国統一大市場の建設加速に関する意見（2022年3月）

- ✓ **標準必須特許の国際化強化**、国際知財ルール形成への積極参加

【協調策】

- ✓ 各国の知財庁との連携強化・審査情報共有
- ✓ 国連、世界貿易機関等への協力強化
- ✓ 「一帯一路」での実務協力深化

知財分野の国家安全 （習近平談話）

- ✓ 知財の**対外リスクの防止制御体系**の建設
- ✓ **知財の反独占、公正競争**に関する法律法規と政策措置を完備し正当で有力な制約手段を形成すべき
- ✓ 中国の知財に関する法律規定の**域外適用**を推進

標準必須特許と管轄権（域外適用）

禁訴令（ASI）

訴訟管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、当事者が他国の裁判所での訴訟等の開始・継続・執行を禁止する命令。中国では行為保全（中国民事訴訟法第100条・101条）として実施。

ライセンス料率判断の管轄権紛争

確認訴訟・侵害訴訟において、ある国の裁判所が他国の特許権・市場に基づく（含む）ライセンス料率を訴訟で決定することができるか否かの争い。

2021年2月 最高法院、華為 vs Conversantの「禁訴令」判決（2020年8月）を2020年10大典型事例に

※ドイツでの並行訴訟の地裁判決（侵害認定）の執行申請を罰金付きで禁止する命令

2021年8月 最高法院、OPPO vs シャープにおけるグローバルライセンス料率に関する管轄権異議却下

禁訴令に対する最高法院の公式見解

- ① フォーラム・ショッピングや悪意ある訴訟の防止・**国家の司法主権の保護、中国訴訟当事者への法的武器の付与**
- ② 国際紛争の**管轄権とルール・メイキングの主導権争い**
- ③ 法的根拠がある（中国民訴法第100条）

禁訴令公式見解と同時に発表された有識者論評

- ✓ 企業が訴訟を提起する国の**市場**が大きく資産が多いほど、その国の裁判所が発する**禁訴令の威力が高まる**
- ✓ 将来的に、中国の裁判所は、禁訴令やグローバル料率（の判断）、さらには反禁訴令等が**常態化**し、国際司法秩序の協調と保護により深く関与する可能性がある

標準必須特許のガイドライン・裁判例の整備

- ✓ 通信系を中心に、国内外で中国企業が標準必須特許紛争の当事者になるケースが増加
- ✓ 国を挙げて標準策定と標準必須特許の構築に注力、5GではSEP宣言が増加
- ✓ 司法や業界では、ガイドラインの整備が進む（改正専利法にも濫用を盛り込み）

【各種ガイドライン・レポートの策定状況】

2015年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（工商局）

2017年 専利権侵害判定ガイドライン（北京高級法院）

2018年 SEP紛争事件審理に関するガイドライン（試行）（広東高級法院）

2018年 深圳市知財保護条例（草案）※策定時にはSEP箇所全削除

2019年 知財権分野に関する独占禁止法ガイドライン（国務院独禁委員会）

2020年 SEP訴訟における法的問題と対策に関する調査報告書（北京高級法院）

2020年 工信部・自動車協会「自動車SEP工作組」設置、ガイドライン検討開始

2021年 SEP禁訴令に関する最高人民法院の見解

2021年 工信部 中国信息通信研究院「5G+産業SEP発展動向」

**2021年 消費家電領域における知財ライセンス・ガイドライン
（中国電子視像行業協会 団体標準）**

第27条 SEPに係る特殊な問題

支配的地位、競争排除・制限行為の考慮要素を列記。

例：交渉過程の行動・意思表示、ライセンス条件、訴訟提起による交渉や市場競争・消費者への影響等

標準必須特許に特に言及 極めて実施者寄り

1. 最小販売可能単位（SSPPU）がライセンス対象
2. クレームチャート提出義務（ファミリー件数で定義）
3. 第三者サプライヤーとの交渉優先・共同参加受け入れ義務

3. まとめ

量から質へ 知財保護強化

模倣品・冒認などイノベーションに寄与しない課題の対策は進む
原則として「現地で実体ビジネスをする外資」には有利
「政策あれば対策あり」：侵害の巧妙化懸念
外資も「侵害で訴えられるリスク」増大懸念

知財活用 ・サービス強化

知財ビジネスへの参加者増加・DX化で価値評価能力が高まれば活用余地も
知財情報活用・マネジメント能力向上により交渉力・技術力強化
社会実験の要素も多く、成否の実態は慎重な見極めが必要

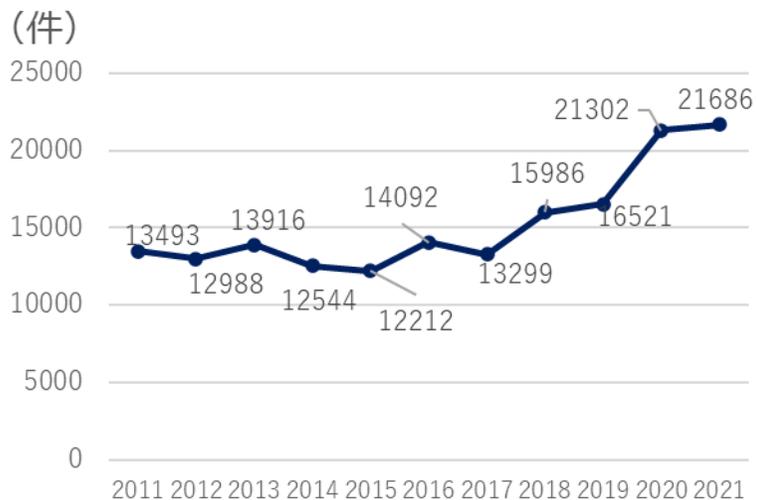
司法の変化・ グローバル ガバナンス強化

一部の外資には魅力的な訴訟地になる可能性
経済安保と司法が結び付き、先の見えない管轄権争い／標準化とも関連
独禁法・権利濫用の適用と強制技術移転の関係に留意

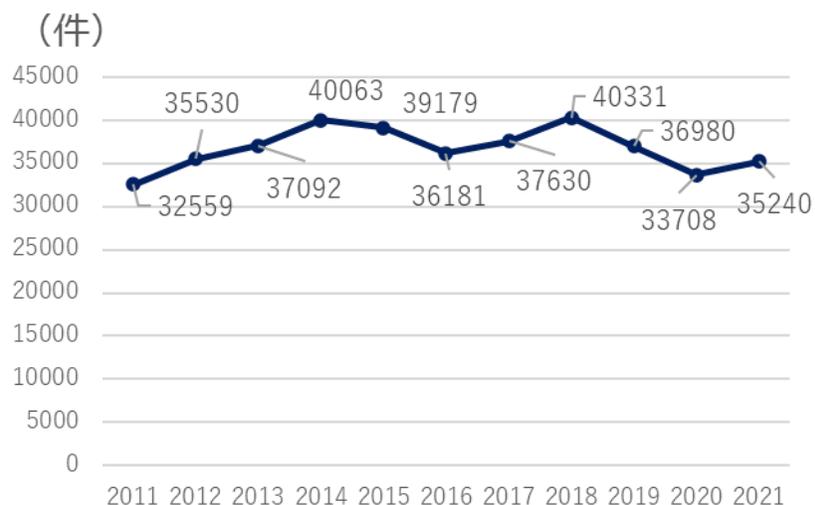
香港の知財動向

香港の特許等出願動向

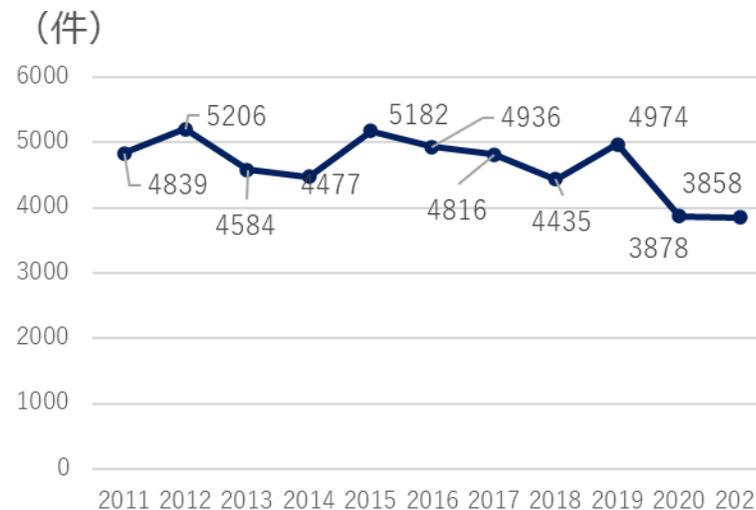
特許出願



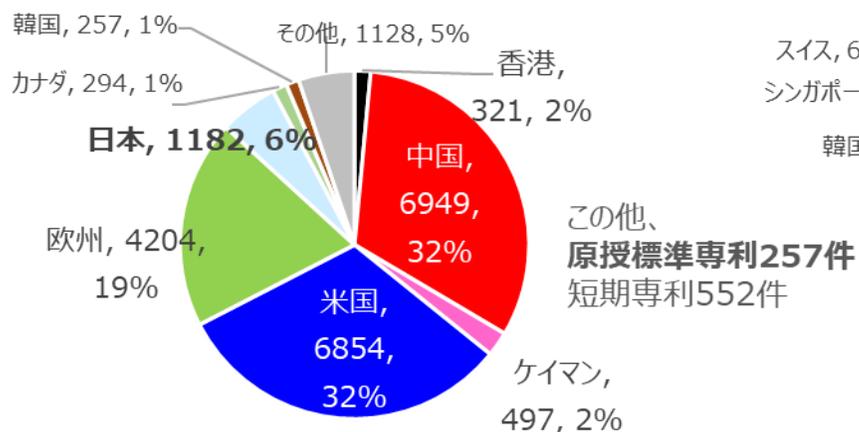
商標出願



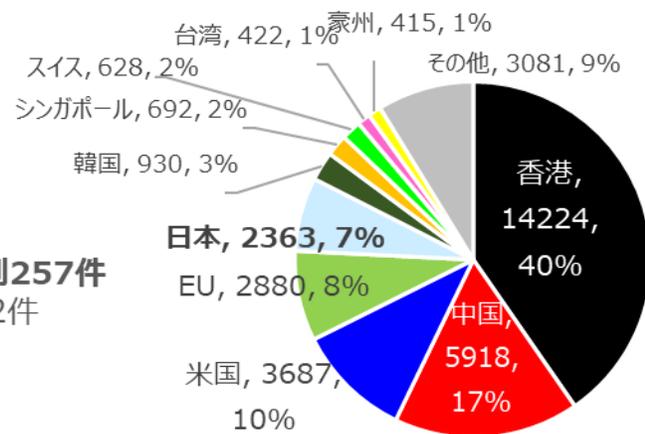
意匠出願



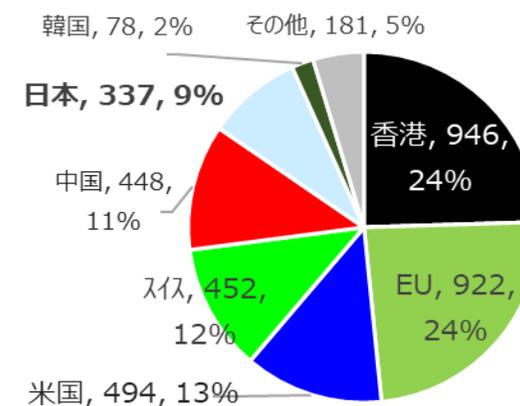
2021年



2021年



2021年



※欧州はEPC加盟国

(出所) 香港知識産権署

香港と粵港澳大湾区（グレーター・ベイエリア：GBA）

2021年3月 十四五

香港を国際的なイノベーション技術センターにする
香港に地域の知財貿易センターを構築する
香港を国際な紛争解決拠点に（知財仲裁・調停の推進）



大湾区：人口 8617万人（中国の6%）GDP 1.7兆USドル（同11%）

香港：人口 747万人、GDP 3465億USドル

廣州：人口 1868万人、GDP 3627億USドル

深圳：人口 1756万人、GDP 4011億USドル ※2020年

QS世界大学ランキング2022

Top100に香港から**5大学**（日本：5、中国：6、シンガポール：2）

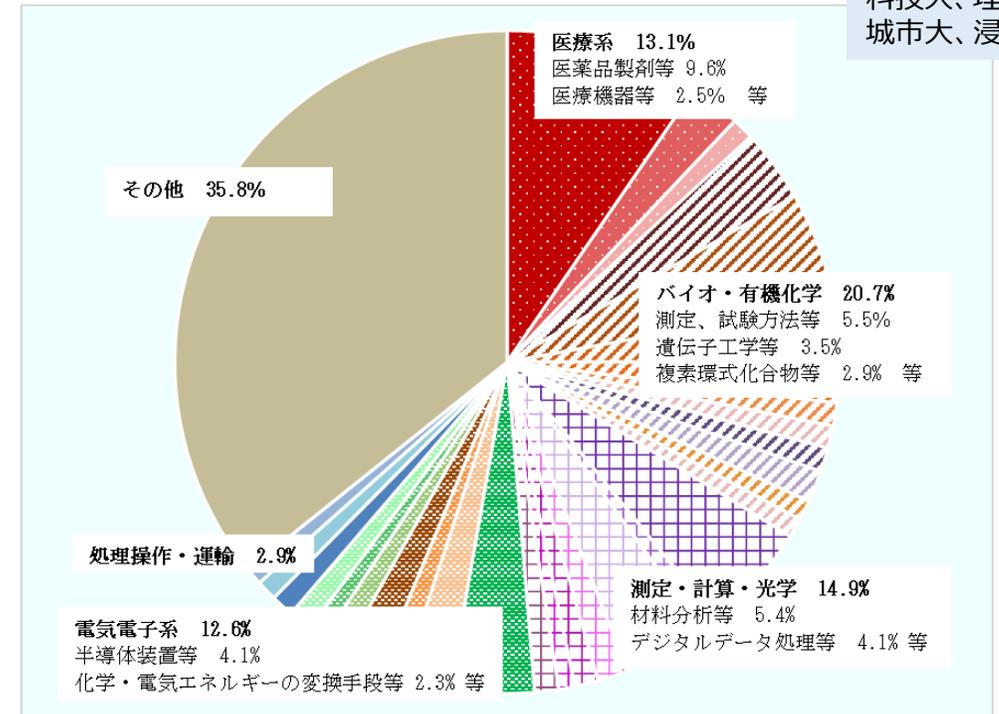
THE世界大学ランキング2022

Top100に香港から**4大学**（日本：2、中国6、シンガポール：2）

香港6大学の特許出願動向

（2011～2020年、約6,100ファミリー）

香港大、中文大、
科技大、理工大、
城市大、浸会大



出所：JETRO香港「香港の大学との産学連携可能性について考える」2021年9月2日

香港のスタートアップ・エコシステム：2021年統計

ユニコーンはDJI, SenseTime,
LALA MOVEなど18社(2021)
by Hong Kong X Foundation

香港スタートアップ数/Number of Startups in Hong Kong

総計/Total **3,755**社

→2020年と比べて**12%**増、2017年と比べて**68%**増
→**12%** increase compared to that of 2020,
68% increase compared to that of 2017

海外出身の創業者/founders from overseas

26%

→TOP 8
CN : **20.5%**、US : **14.4%**、GB : **11.1%**、
FR : **7.1%**、IN : **6.8%**、SG : **5.0%**、
AU : **3.6%**、**JP** : **2.9%**

社員数/Employees

総計/Total **13,804**人

→2020年と比べて**29%**増、2017年と比べて**118%**増
→**29%** increase compared to that of 2020,
118% increase compared to that of 2017

コワーキングスペース、インキュベータ及びアクセラレータ数
Number of co-working spaces / incubators /
accelerators

124箇所

→2020年と比べて**7%**増、2017年と比べて**倍増**
→**7%** increase compared to that of 2020,
100% increase compared to that of 2017

出典：InvestHK's 2021 Startup Survey

香港証券取引所のバイオテック関連優遇策と知財

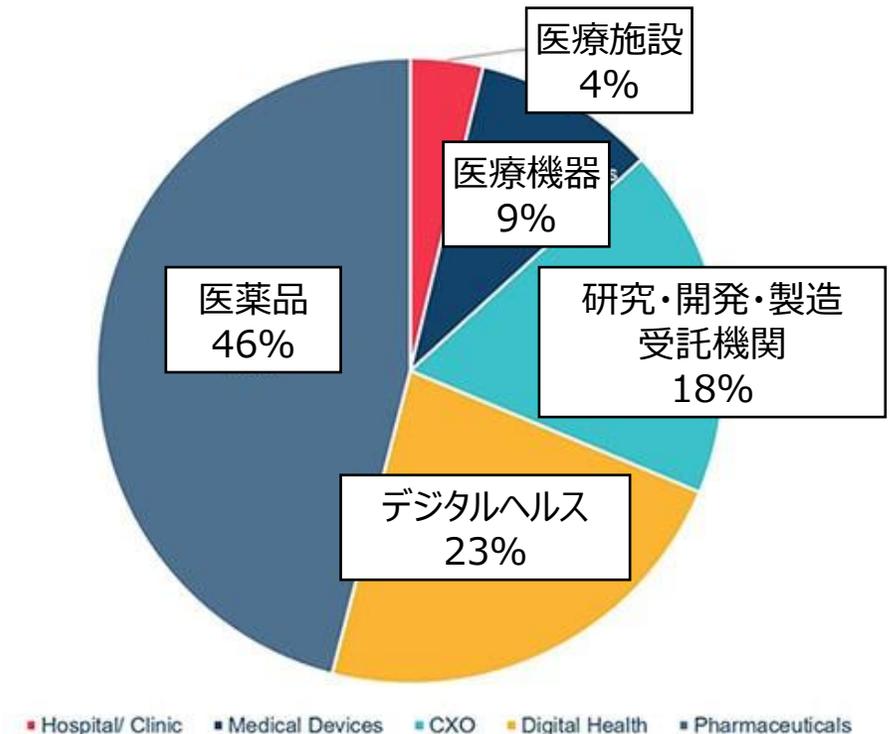
- 2018年4月、Main Boardの財務基準を満たさないバイオテック企業の上場を許可する新制度導入
- 31社上場、合計HK\$82.1B（約1167億円）（2021年3月）

上場適格要件（18A章）

コア製品	コンセプトステージを超えたコア製品を最低一つ保有
R&D	上場前の最低12ヶ月間、コア製品のR&D活動を主に行わなければならない
IPOの目的	コア製品のR&D活動の資金調達が主な理由でなければならない
知的財産関連	コア製品に関連する特許登録、出願またはその他の知財を保有しなければならない
第三者投資	最低6ヶ月前に、少なくとも一人の「洗練された投資家（Sophisticated investor）」から意義のある第三者投資を受けなければならない

出所：HKEX website

18A章に基づいて上場したヘルスケア企業内訳（2021年3月）



国際知財紛争の解決拠点としての香港

「世界の望ましい仲裁地」 （「2021年国際仲裁調査」英国 ロンドン大学クイーン・メアリー校）

1. ロンドン
2. シンガポール

3. 香港

4. パリ
5. ジュネーブ



様々な知財紛争を視野に入れた 完備な「仲裁条例」

- ✓ 知財紛争を香港仲裁で**解決可能と明記**
- ✓ 解決可能な知財紛争種類の幅が**広い**
（不正競争紛争や有効性判断など）
- ✓ **自由度**が高い
（仲裁代理人及び仲裁の選択や、様々な暫定措置の種類など）



仲裁フレンドリーな裁判所

- ✓ 仲裁合意の履行を**尊重し、優先する**
（別途提起された訴訟にASIを下した事例も）
- ✓ 仲裁判断の執行率が高い
（2020年に香港で**51**件の仲裁判断が執行され、破棄されたのは**2**件のみ）



国際知財紛争の解決拠点

- ✓ 「ニューヨーク条約」に基づき、その締約国で**仲裁判断を執行可能**
- ✓ 香港で示された仲裁判断および暫定措置は、**中国の裁判所での執行が確保されている**
（暫定措置について、中国本土の仲裁以外では、**香港でだけ**中国の裁判所へ申し立て可能）



優秀な国際法律事務所・仲裁機関 及び高度な人材

- ✓ 「世界の望ましい仲裁機関」TOP5機関のうち3つが香港に拠点あり→**ICC（1位）、HKIAC（3位）、CIETAC（5位）**
- ✓ うち**HKIAC**は香港を本拠点としている
- ✓ マルチリンガルな高度法律人材が集まっている
（英語、中国語、広東語 + α）

（出所）ジェトロ香港 グローバルな知財紛争解決に「香港仲裁」の魅力
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/ef2bb3bd14e4aca6.html>

香港と中国との関係

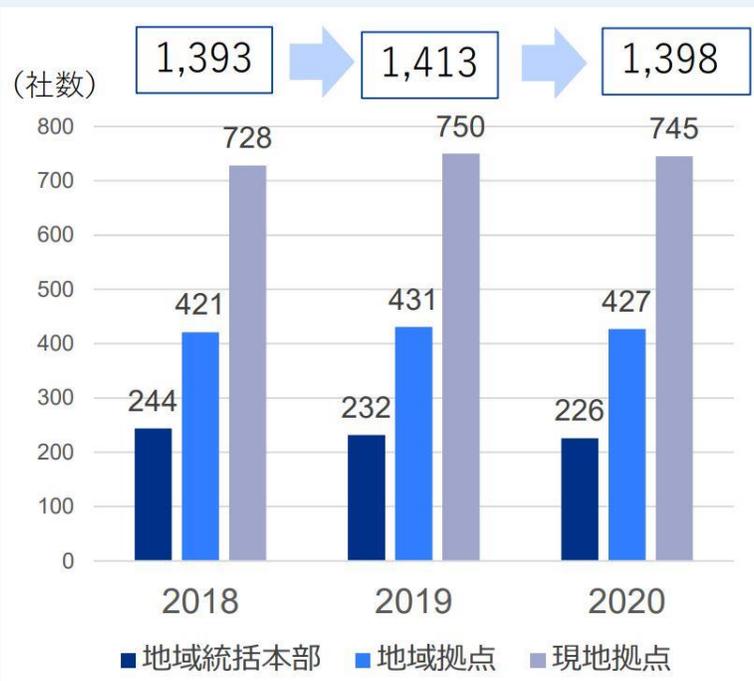
- 2013年12月、**中国国家知識産権局**と**香港知識産権署**の**専利領域における協力協定（安排）**に署名（原授標準専利制度開始時の審査協力など）
- 2015年頃に開始された**粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区計画**において、知財でも協力関係推進
- 2017年6月、**中国国家知識産権局**と**香港商務経済発展局**の**知財領域における協力協定（安排）**に署名
- 2019年1月、**中国内地**と**香港法院**の**民商事案件判決の相互認証・執行協定（安排）**において、知財を対象として明記（ただし発明特許・実用新案の侵害事件や権利の有効性、SEPライセンス料確認は除く）
- 2019年4月、**中国内地**と**香港法院**との**仲裁手続における相互協力による保全協定（安排）**公布（10月発効）
- 2021年12月、上記**相互認証・執行協定**の**条例化（内地民商事判決（相互強制執行）条例）**草案がパブコメに、2022年4月立法会に提出、現在審議中

その他、香港知財の最近の動き

- 2017年6月、**2017年仲裁（改正）条例**成立（2018年1月施行）、あらゆる知財紛争（権利の有効性含む）が仲裁の対象としうること、知財仲裁採決の執行は香港の公共政策に反しないことが明示
- 2019年5月、高等法院は、知財訴訟の審理の効率化などを目的として、**知識産権案件表（IP List）**を設け、知財担当の裁判官（David Lok裁判官）を配置
- 2019年12月19日、特許に実体審査を導入した**原授標準專利制度**を開始（2016年專利（改正）条例）
- 2020年6月19日、**マドリッド・プロトコル（国際商標登録制度）導入**を盛り込んだ**2020年商標（改正）条例**成立、マドプロ関連個所の施行は2022～2023年頃の見込み
- 2021年11月24日、**版權（著作権）条例**改正草案（デジタル化対応、著作権侵害例外の追加など）がパブコメに、違法ストリーミングデバイス規制導入も議論対象に

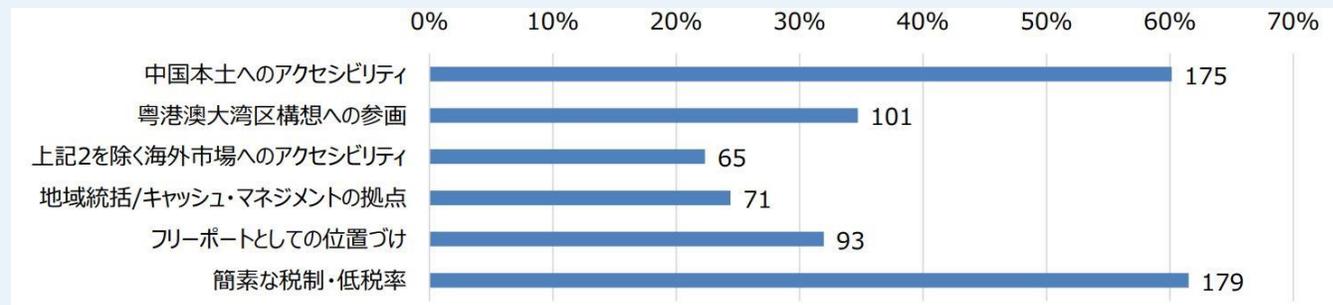
(参考) 香港進出日系企業の現状

日系企業の機能別拠点数の推移

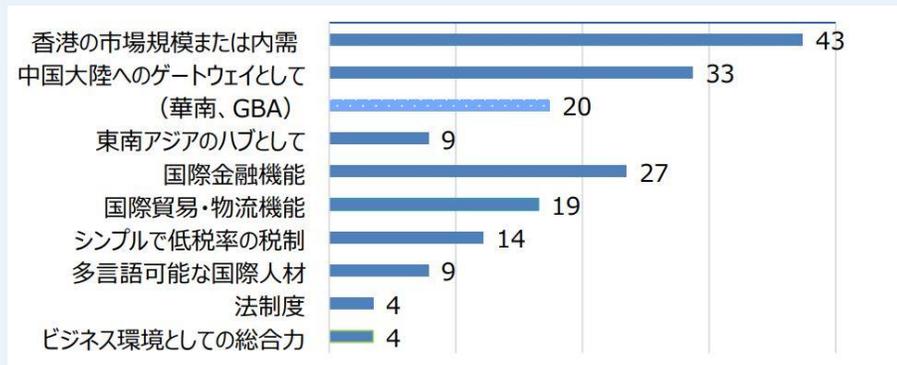


(出所) 香港政府統計処「香港域外企業の在香港拠点に関する調査報告」各年版

香港拠点の優位性(2021年7月) (n=291)【複数回答】



香港拠点維持・拡大の理由 (2021年1月) (n=115)【複数回答】



(出所) 「第3回、第6回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査」より作成

今後の香港拠点について (2022年1月)

規模拡大・維持 : 64.2%
縮小・撤退・見直し : 15.2%

(出所) 「第9回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査」

JETRO北京・香港知財部ウェブサイトのご紹介

JETRO北京・香港の知財部ウェブサイトでは、

- 各種調査レポート・マニュアル
- 知財ニュース
- 法律/法規/解釈/判例/ガイドライン（日本語仮訳）
- 政策文書（日本語仮訳）
- 現地法律・特許事務所情報
- 中国IPG情報

などを掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。

北京



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

香港



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/ip.html>

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所知的財産部

E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

Tel : +86-10-6528-2781

Fax : +86-10-6513-7079

香港事務所知的財産部

E-Mail : hk_ip@jetro.go.jp

Tel : +852-2501-7262

Fax : +852-2868-1455

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。